

第2章 史跡指定等の概要

2-1 史跡指定に至る経緯

興国寺城は慶長12年に廃城となり、以後江戸時代には畑地や山林として使用され、明治時代に入ると宅地化が進んでいった。興国寺城跡の所在する沼津市根古屋は、かつては駿東郡原町に属しており、沼津市に合併する以前から城跡については史跡指定の検討がされていた。昭和36年から工事着工した東海道新幹線は当初、本丸付近を通過する計画であったが、路線決定時には城跡を避けるように線形を変更して北側に迂回させている。

保存・保護対策については、原町と沼津市の合併直後の昭和44年には既に指定について検討されていたが、昭和47年には二ノ丸土塁の一部が土取りにより崩される事態が発生したことから、急遽史跡指定を再検討するため、翌年には現地地形測量を実施するなどの作業が行われ、さらには地元でも城跡顕彰の動きがあった。しかし、この段階では全面的な保存を検討するには至らなかった。

その後も急傾斜地の危険回避の為に、土塁が少しずつ削られるなどの事態が進行したため、再び史跡指定について検討が続けられたが、進展は見られなかった。しかし昭和53年に城跡の中心部である伝天守台を土取業者が買収して、土塁を削平するという計画が表面化したことで、城跡保存のため土地所有者から市への売却打診があり、城跡の滅失につながるものとして急遽沼津市において当該土地の買上げを図り、昭和54年度に3,800㎡の公有地化を行った。同時に抜本的な保存対策の検討を開始し、地元説明会の開催や城跡の全体地形測量を実施するなど、城跡の面的な保存・保護に向けての実質的な業務を開始した。

さらに昭和55年度には学識経験者等から構成される興国寺城跡保存整備基本構想策定委員会を設置して、城跡の調査及び保存に向けて基本的な方策を検討し、昭和56年度にはその構想をとりまとめた。検討の中で、歴史的に意義深い城跡であることから、国の史跡指定を受けて抜本的な保護対策を講ずるべきであるとの結論に達し、史跡指定に向けて準備作業を開始した。

昭和57年度には、遺構の残存状況を把握し、将来の検討資料とするため、取得した伝天守台等の発掘調査を実施し、伝天守台では建物礎石と南側石垣の残存状況を確認した。

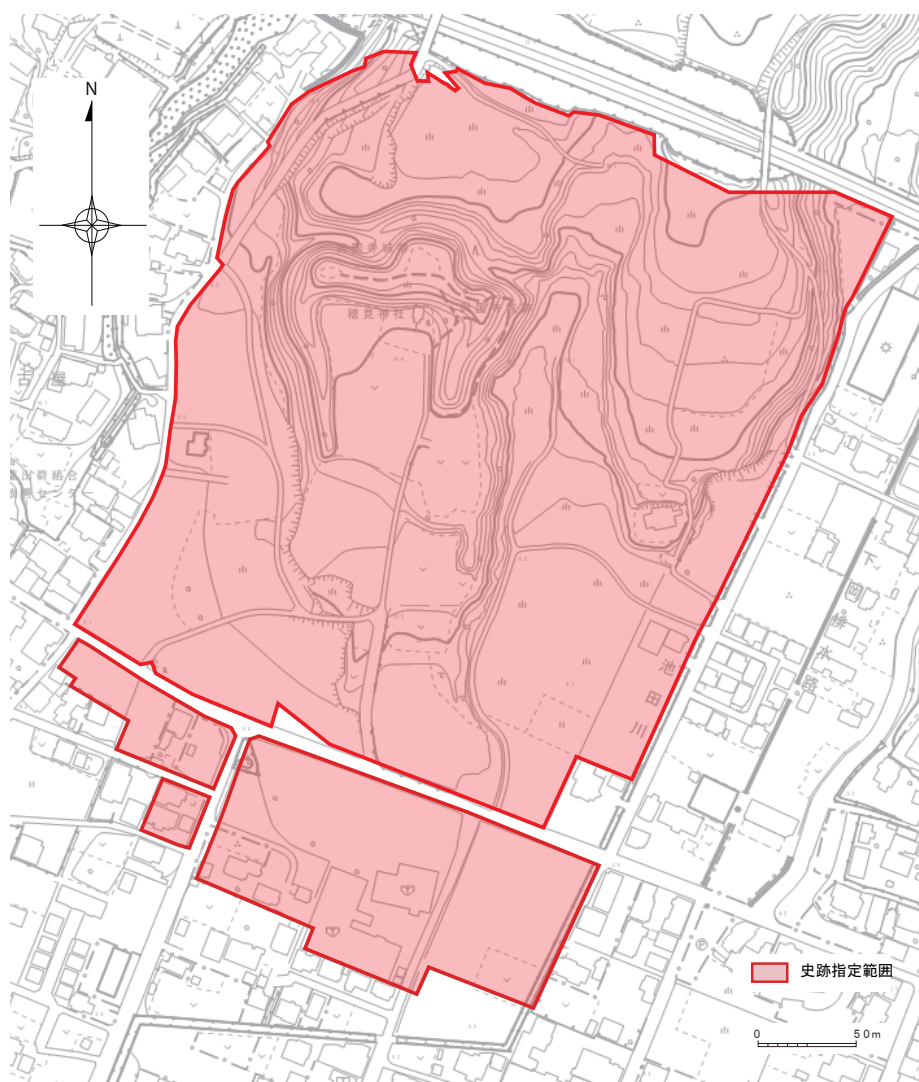
以後も市民や研究者、学識経験者等の保存に対する要望を背景として、保存を図るべく事務が進められた。数回に渡る地元説明会や土地所有者に対する説明会によって、地元根古屋自治会の賛同が得られるとともに、同自治会に興国寺城跡保存対策委員会が設置されるなどの協力体制もとられ、さらに土地所有者への個別訪問により、史跡指定について多くの同意が得られるまでに至った。しかしこの段階では、地価の上昇期に遭遇しており、代替用地の取得が困難なことが予想されていたため、一部の宅地化希望者や農家の同意を得ることができず、事務は一時的に停滞せざるを得ない状況となった。停滞により土地所有者の一部からは、史跡指定に疑問を感じる声も上がり始め、その間にも周辺部の宅地化が進行したため、土地所有者の中からは新たな事業計画の意向が示される状況となった。

こうした状況に加えて、城跡のすぐ北側に国道の東駿河湾環状線が計画決定され、さらに南側には、県道原停車場線整備、県道三島富士線バイパス（根方バイパス）新設等の計画が進められるなど、周辺道路交通網の整備計画が推進され始めた。周辺部の環境が激変させる交通網が完成した場合、一帯は急激に宅地化が促進され、それに伴ってさらに保存条件が困難になることは避けられないと想定されたため、沼津市は再度新たな保存対策を講じた。

以上のような経過をたどりながらも、沼津市は地域の意向をとりまとめたうえで、史跡指定を意見具申し、平成7年3月17日に文部省告示第25号で指定を受けた。

平成10年度に保存計画を策定するため「興国寺城跡保存管理計画策定委員会」（委員長 服部英雄）を設置したが、その中で未指定地については、宅地化が進展する可能性が強いため、保護に万全を期すために早急に追加指定を推進することが提言された。これに基づき、同意の得られた41,068.10㎡の範囲については、平成11年に追加指定を申請して平成12年3月7日に文部省告示第26号で追加指定を受けた。その後、さらに同意の得られた20,158.51㎡の範囲についても平成18年に追加指定を申請し、平成19年7月26日に文部科学省告示第109号で追加指定を受けた。

また、三ノ丸南側外縁部の沼湿地跡については、既に宅地化が進んでいたこともあり、当初は土地所有者の同意が得られず、その一部は指定地から除外せざるを得ない状況であったが、沼津市は興国寺城跡が周囲を堀と低湿地に囲まれた天然の要害の地に築かれていたこと、さらに交通の要衝に構築されていたという性格を明示するためにも、外堀と外縁部の沼湿地跡も城郭の一部として主郭部と合わせて保存することは必要不可欠と判断し、同意を得られなかった一部を除く1,673.88㎡を平成24年1月に追加指定を申請して、平成24年9月19日に文部科学省告示第151号で追加指定を受けた。したがって、現在の史跡指定範囲は、以上のような3回の追加指定を経た範囲である。



第2-1図 令和3年度末段階の史跡指定範囲図

2-2 指定地の状況

(1) 史跡興国寺城跡の指定告示、指定説明とその範囲

指定に係る告示内容は以下のとおりである。

①当初指定

○文部省告示第25号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次に掲げる記念物を史跡に指定する。

平成七年三月十七日 文部大臣 与謝野 馨

【指定名称】興国寺城跡

【指定年月日】平成7年3月17日指定（文部省告示第25号）

【所在地】静岡県沼津市根古屋字赤池、西池田、池田、清水、古城、谷入、丸尾

【指定面積】46,795.98㎡

【指定基準】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部 二（城跡）による

【指定説明】

興国寺城跡は北条早雲が築城した城であり、北条早雲はこの城を最初の足がかりとして勢力を伸ばし、堀越公方を倒して戦国大名として成長していったことは、名高い。後に今川氏、武田氏の城として使われ、その後廃城となったが、現在も本丸、二の丸、北の廓、三の丸土塁などの遺構が良好に残っている。戦国時代の幕開けを示す遺跡として重要であるので、今回史跡に指定し保存を図るものである。

【所在地・地域】

静岡県沼津市根古屋字赤池一二六番ノ三、同字西池田二九五番、二九六番ノ一、二九六番ノ二、同字池田三〇三番、三四一番ノ二、三四二番、三四三番ノ一、三四三番ノ二、三四四番、三四五番、三四六番、三四七番、三四八番、三四九番、三五〇番、三五一番ノ一、三五一番ノ二、三五二番、同字清水三四四番、三七一番、三七二番、三七三番、三七四番、三七五番、三七六番ノ一、三七六番ノ二、三七七番、三七八番、三七九番ノ一、三七九番ノ二、三八〇番ノ一、三八〇番ノ二、三八一番、三八二番、三八三番、三八四番、三八五番ノ一、三八六番ノ二、三八六番ノ三、三八六番ノ四、三八六番ノ五、三八六番ノ六、三八六番ノ七、三八七番ノ一、三八七番ノ二、三八八番、三八九番、三九〇番、三九一番、同字古城三九二番ノ一、三九二番ノ二、三九二番ノ三、三九二番ノ四、三九二番ノ五、三九二番ノ六、三九二番ノ七、三九二番ノ八、三九二番ノ九、三九二番ノ一〇、三九二番ノ一一、三九三番、三九四番ノ一、三九四番ノ二、三九四番ノ三、三九四番ノ四、三九四番ノ五、三九四番ノ六、三九四番ノ七、三九五番、三九六番、三九七番ノ一、三九七番ノ三、三九七番ノ四、三九七番ノ五、三九七番ノ六、三九八番ノ一、三九八番ノ二、三九九番ノ一、三九九番ノ二、三九九番ノ三、三九九番ノ七、三九九番ノ八、三九九番ノ一〇、三九九番ノ一一、四〇〇番ノ一、四〇〇番ノ二、四〇〇番ノ三、四〇〇番ノ四、四〇一番ノ一、四〇一番ノ二、四〇一番ノ三、四〇二番ノ一、四〇二番ノ二、四〇二番ノ三、四〇二番ノ四、四〇二番ノ九、四〇二番ノ一〇、四〇三番、四〇七番ノ一、同字谷入四一二番、四一三番、四一四番ノ三、四二五番ノ一、四二五番ノ三、四二五番ノ四、四二六番ノ一、四二六番ノ二、四二六番ノ三、四二六番ノ四、四二七番ノ二、四二七番ノ三、四三二番ノ一、四三二番ノ五、同字丸尾八〇九番ノ一、八〇九番ノ五、八一〇番ノ一、八一〇番ノ五、八一〇番ノ八、八一九番ノ二、八一九番ノ三、右の地域に介在する二線引き畦畔、道路敷及び水路敷を含む。

②第一次追加指定

○文部省告示第26号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、史跡興国寺城跡（平成七年文部省告示第二十五号）に次に掲げる地域を追加して指定する。

平成十二年三月七日 文部大臣 中曾根弘文

【指定年月日】平成12年3月7日指定（文部省告示第26号）

【所在地】静岡県沼津市根古屋字城下、池田、西池田、清水、古城、谷入、丸尾、同市青野字谷津

【指定面積】41,068.10㎡

【指定基準】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

（昭和26年文化財保護委員会告示第2号） 史跡の部 二（城跡）による

【追加指定説明】

興国寺城跡は、静岡県東部に位置し、駿河守護今川氏によって15世紀後半に築かれたと伝えられる中世山城跡である。戦国大名北条氏の初代、北条早雲の最初の居城、伊豆奪取の拠点となった城郭として史上著名である。戦国時代には甲斐の武田氏、駿河の今川氏、徳川氏、相模の北条氏の境目城として争奪が繰り返され、慶長12年(1607)に徳川家康の家臣、城主の天野康景の除封によって廃城となった。

城跡は愛鷹山の山裾が浮島沼に突き出した、東西に二股に分かれる丘陵の先端部に占拠する。富士山から愛鷹山の山麓部は根方と呼ばれ、甲斐と駿河、伊豆、相模を結ぶ根方街道が通る。興国寺城跡は、根方街道を三の丸内に取り込み、交通の要衝を押さえている。三方を天然の堀の浮島沼に囲まれ、尾根を切断する大堀切と土塁によって防御し、西側の台地の大部分と、東側の小台地と堀跡の一部が史跡指定されている。

既指定地の東側に接する小台地上に占地する清水曲輪は、農地改良に先だって平成9年度に沼津市教育委員会が実施した発掘調査によって、空堀跡と土塁跡が検出されている。

今回は、清水曲輪と三の丸地区、及び城跡を取り囲む堀跡の一部を追加指定し、既指定地と一体として保存を図ろうとするものである。

【所在地・地域】

静岡県沼津市根古屋字城下一二七番ノ二、一二七番ノ三、一二七番ノ七、一二七番ノ八、一二七番ノ九、一二七番ノ一四、一二七番ノ一五、一二七番ノ一六、二五五番ノ二、二五六番ノ二、二七七番ノ一、二七七番ノ二、二七八番ノ一、二七八番ノ二、同字池田二七二番ノ一、二七二番ノ二、二七二番ノ三、二七三番ノ一、二七三番ノ五、二七五番ノ三、二八三番、二八三番ノ二、二八五番ノ一、二八五番ノ二、二八五番ノ三、二八五番ノ七、二八五番ノ八、同字西池田二九〇番ノ一、二九〇番ノ二、二九一番ノ一、二九一番ノ二、二九一番ノ四、二九一番ノ五、二九二番ノ一、二九二番ノ二、二九三番ノ一、二九三番ノ二、二九四番ノ一、二九四番ノ二、二九四番ノ三、二九七番、二九八番、二九九番、三〇〇番、三〇一番、同字清水三五三番ノ一、三五三番ノ二、三五五番、三五六番、三五七番ノ一、三五七番ノ二、三五八番、三五九番ノ一、三五九番ノ二、三六〇番ノ一、三六〇番ノ二、三六〇番ノ三、三六一番、三六二番、三六三番、三六四番、三六五番、三六六番ノ一、三六六番ノ二、三六七番ノ一、三六七番ノ二、三六八番ノ一、三六八番ノ二、三六九番ノ一、三六九番ノ二、三六九番ノ三、三七〇番ノ一、三七〇番ノ二、三八五番ノ七、三八六番ノ八、同字古城三九九番ノ四、三九九番ノ五、三九九番ノ六、三九九番ノ一三、三九九番ノ一四、四〇二番ノ六、四〇二番ノ七、四〇二番ノ八、四〇四番ノ一、四〇四番ノ二、四〇四番ノ四、四〇五番ノ一、四〇五番ノ二、四〇五番ノ五、四〇五番ノ六、四〇六番、四〇六番ノ二、四〇六番ノ三、四〇七番ノ二、四〇七番ノ四、四〇七番ノ五、四〇七番ノ六、四〇七番ノ七、四〇七番ノ八、四〇七番ノ九、四〇七番ノ一〇、四〇八番ノ一、四〇八番ノ二、四〇八番

ノ三、四〇八番ノ六、四〇八番ノ七、四〇八番ノ八、四〇八番ノ九、四〇八番ノ一〇、四〇九番ノ一、四〇九番ノ二、四〇九番ノ三、四〇九番ノ四、四〇九番ノ五、四一〇番ノ一、四一〇番ノ二、四一〇番ノ三、四一〇番ノ四、四一〇番ノ五、四一〇番ノ六、四一〇番ノ七、四一〇番ノ八、四一〇番ノ九、四一〇番ノ一〇、四一〇番ノ一一、四一一番ノ一、四一一番ノ二、同字谷入四一四番ノ一、四一四番ノ二、四一四番ノ四、四一四番ノ五、四一五番、四一六番、四一七番ノ五、四二〇番、四二一番ノ三、四二一番ノ五、四二四番ノ二、四二四番ノ三、四二五番ノ二、四三一番ノ一、四三一番ノ二、四三一番ノ四、四三一番ノ五、四三三番ノ一、同字丸尾八二〇番ノ一、八二〇番ノ二、八二一番ノ一、八二一番ノ三、八二二番ノ一、八二二番ノ三、同市青野字谷津五三一番、五三五番ノ二、右の地域に介在する道路敷及び水路敷を含む。

③第二次追加指定

○文部科学省告示第109号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加して指定する。

平成十九年七月二十六日 文部科学大臣 伊吹 文明

【指定年月日】平成19年7月26日指定（文部科学省告示第109号）

【所在地】静岡県沼津市根古屋字城下、出口、水門、西池田、清水、谷入、大城、同市青野字谷津

【指定面積】20,158.51㎡

【指定基準】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

（昭和26年文化財保護委員会告示第2号）史跡の部 二（城跡）による

【追加指定説明】

伊豆国との国境に近い、現沼津市の北西部、愛鷹山の尾根裾が浮島ヶ原の低湿地帯に張り出した、低い丘陵上に立地する。北条早雲旗揚げの城として著名。戦国大名による争奪が繰り返された。今回、条件が整った堀跡と沼沢地部分を追加指定する。

【所在地・地域】

静岡県沼津市根古屋字城下一二三番二、一二四番二、一二四番三、一二四番四、一二四番五、一二四番六、一二五番二、一二五番三、一二五番四、一二五番五、一二六番二、一二七番一〇、一二七番一一、一二七番一七、一二七番一八、二五四番二、二五五番三、二七九番一、二八〇番二、同字出口二六七番一、二六七番四、二六七番五、二六七番六、二六七番七、二六八番一、二六八番五、二六八番六、二六九番一、一〇三五番、同字水門二八五番六、二八六番一、二八六番二、二八六番四、二八六番五、二八六番六、二八六番七、二八六番八、二八七番一、二八七番二、二八八番一、二八八番二、二八八番三、二八八番四、同字西池田三〇二番、三〇四番、三〇五番、三〇六番一、三〇六番二、同字清水三八六番一、同字谷入四一六番一、四一七番一、四一七番五、四一七番九、四一七番一〇、四一七番一一、四一九番、四二一番一、四二一番二、四二一番四、四二二番、四二三番一、四二三番二、四二三番三、四二三番四、四二三番五、四二四番一、四二七番一、四二七番四、四二八番二、四二八番三、四二八番四、四二八番五、四三一番六、四三一番七、同字大城四五八番一、同市青野字谷津五三五番四、五四三番三、五四三番四、右の地域に介在する畦畔、道路敷及び水路敷、静岡県沼津市根古屋字谷入四一七番一一に接する道路敷、同根古屋字西池田二九二番一と同三〇六番一に挟まれ同二九五番と同三〇二番に挟まれるまでの水路敷、同根古屋字城下二七七番二と同根古屋字水門二八六番四に挟まれ同根古屋字城下二七九番一と同根古屋字水門二八五番六に挟まれるまでの道路敷及び水路敷を含む。

④第三次追加指定

○文部科学省告示第151号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡に同表下欄の地域を追加したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十四年九月十九日 文部科学大臣 平野 博文

【指定年月日】平成24年9月19日指定（文部科学省告示第151号）

【所在地】静岡県沼津市根古屋字ウハ田、出口

【指定面積】1,673.88㎡

【指定基準】特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準

（昭和26年文化財保護委員会告示第2号） 史跡の部 二（城跡）による

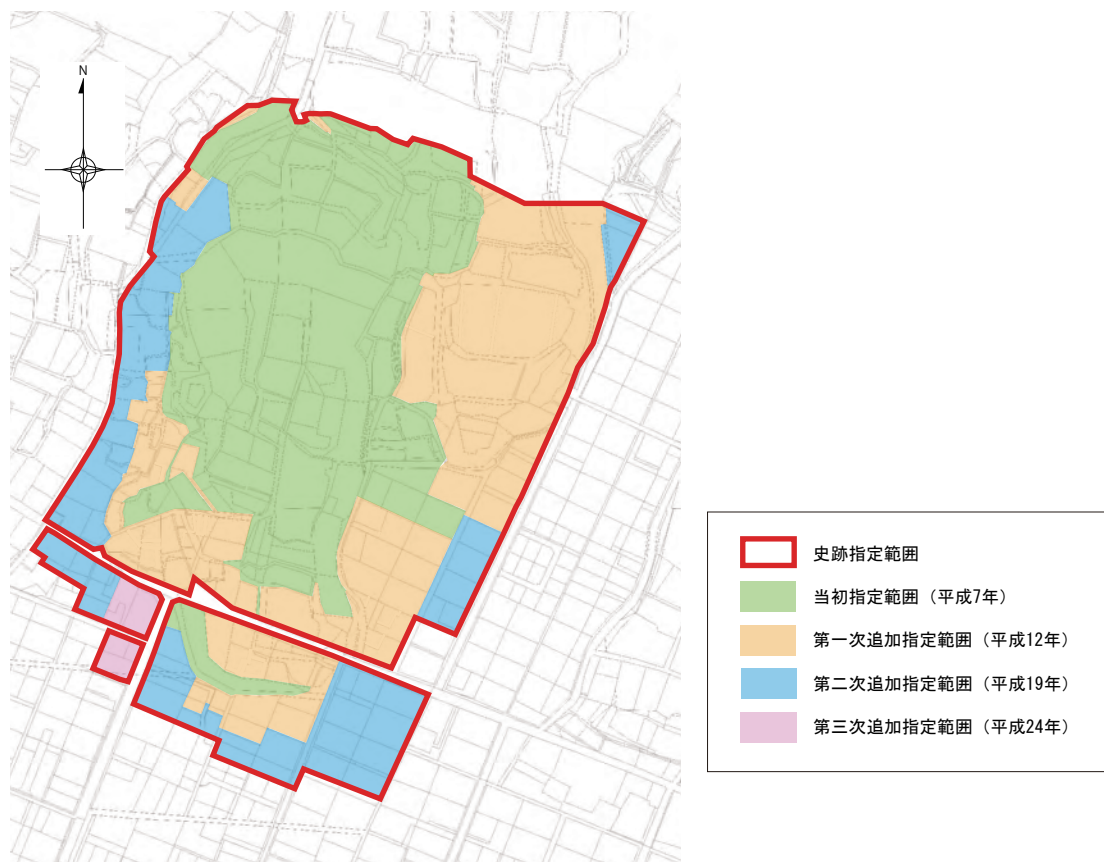
【追加指定説明】

伊勢宗瑞（北条早雲）がここを拠点に伊豆国に進攻し、堀越公方を滅ぼした早雲出陣の城として著名である。慶長12年（1607）に廃城。

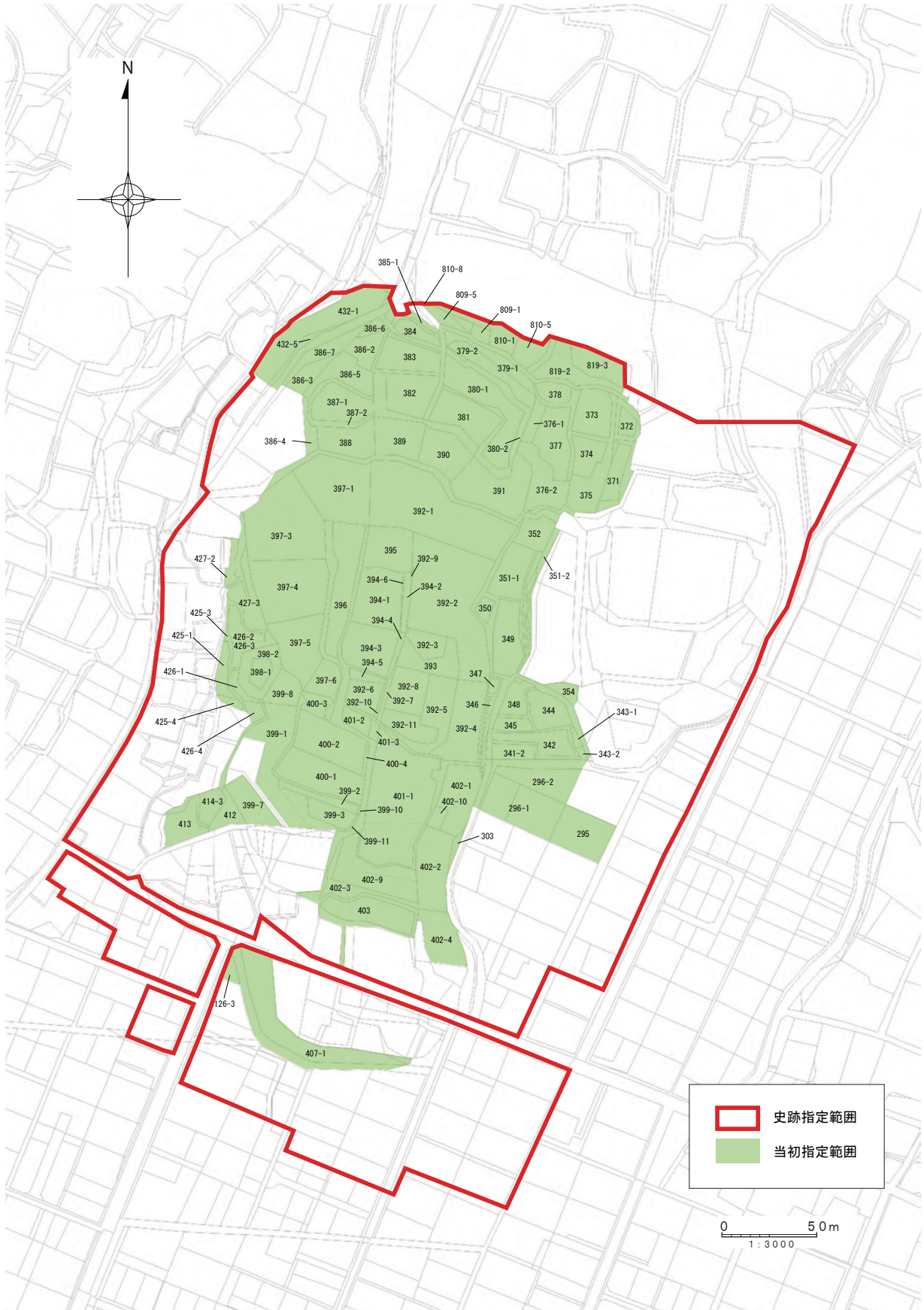
今回、周囲を堀と沼沢地に囲まれていたという特質を明確にするため、条件の整った南西部の一面を追加指定する。

【所在地・地域】

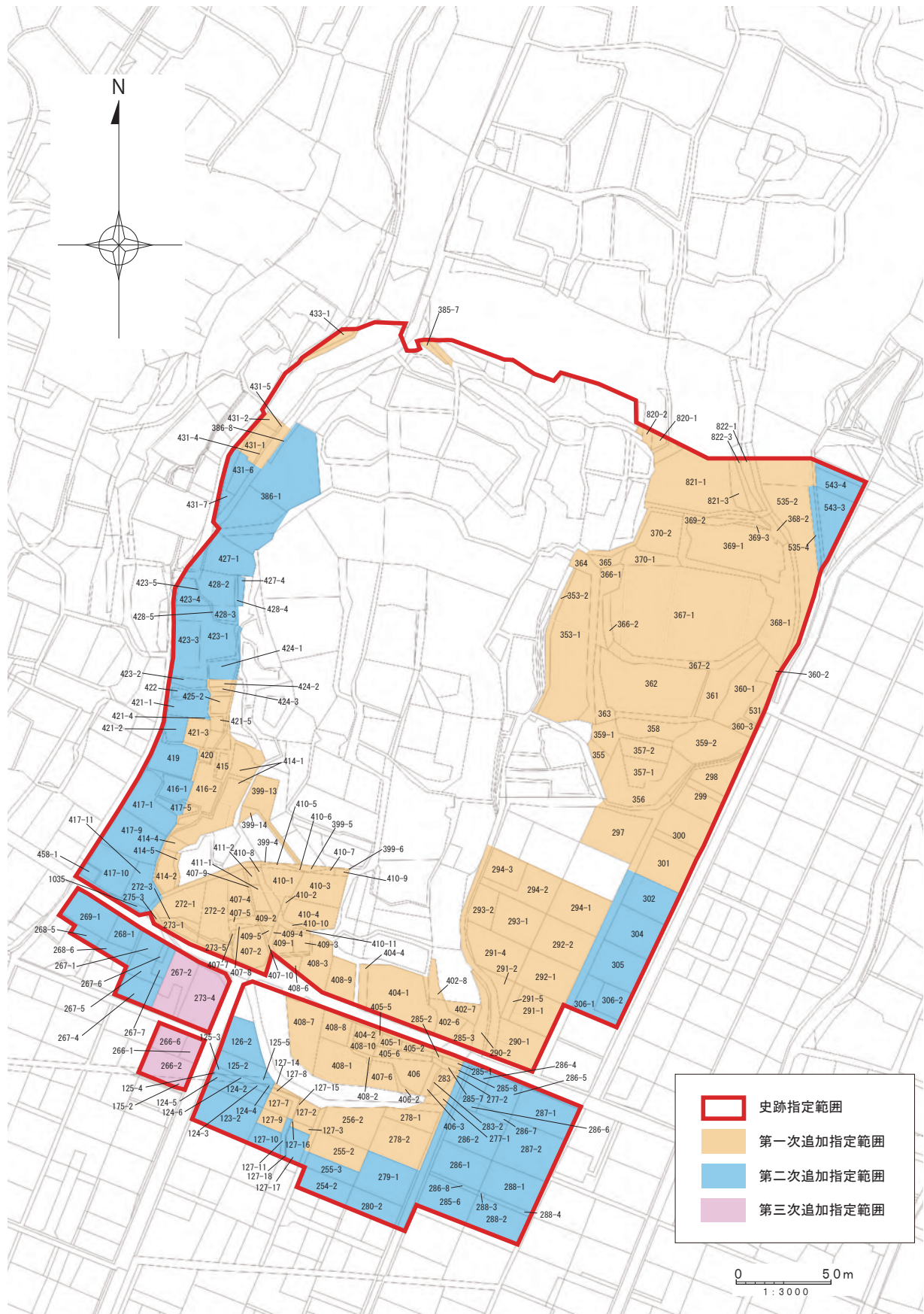
静岡県沼津市根古屋字ウハ田一七五番二、同字出口二六六番一、二六六番二、二六六番六、二六七番二のうち実測四七一・四八平方メートル、二七三番四



第2-2図 史跡興国寺城跡 地籍図（全体）



第 2-3 図 史跡興国寺城跡 地籍図（当初指定）



第2-4図 史跡興国寺城跡 地籍図（追加指定）

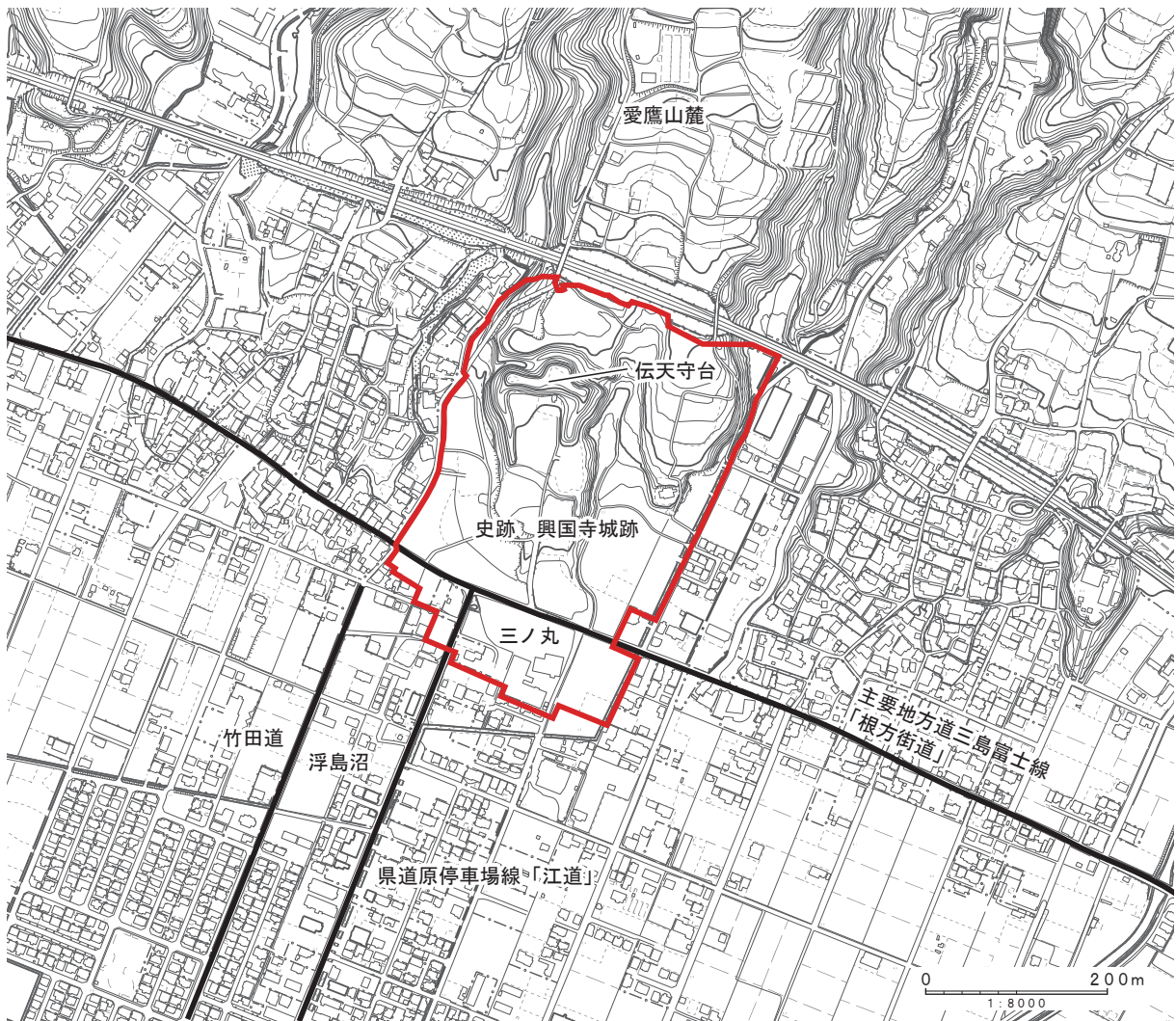
(2) 史跡をとりまく環境

①地理的環境

興国寺城跡は沼津市域の北西部、根古屋字古城及び字清水を中心に所在する。愛鷹山の尾根の先端部に築城されており、城郭の南側はかつて浮島沼と呼ばれた低湿地に面し、外堀は山麓地域と低湿地の境目にあたる。

愛鷹山麓から富士山麓沿いにかけての集落は、山の「根」に分布することから「根方」と呼ばれ、集落を結んで山裾を東西に横断する主要地方道三島富士線は「根方街道」と通称されている。この根方街道は富士市の旧吉原地区から三島方面を結ぶ古くからの主要な幹線であった。かつての道は山裾際を地形に沿って曲がりながら通じており、道沿いには弥生時代以降、集落が展開していた。興国寺城跡では、この街道が戦前に直線的に作り変えられる際、街道を三ノ丸内に通過させてしまったことから、現在の三ノ丸跡は道によって分断されている。

駿河湾沿いの千本砂礫州上にも、古くから東西を結ぶ道が通じており、江戸時代には東海道として整備され宿場町が栄えた。現在では、根方街道と東海道を南北に結ぶ県道原停車場線が通じており、かつては「江道」と呼ばれ、現在は「興国寺城通り」と通称されている。かつてはこの道より西に「竹田道」と呼ばれる道も存在しており、興国寺城跡は古来より海沿いと山沿い2つの道を結ぶ結節点に位置する。



第 2-5 図 興国寺城跡周辺地形

②歴史的環境

沼津市域の愛鷹山麓は当該期の遺跡の密集地帯として知られている。これは、東名高速道路などや愛鷹広域公園などのインフラ・社会基盤の建設に伴う埋蔵文化財調査が行われてきたことによる。特に桃沢川と高橋川に挟まれた愛鷹山の南東麓は傾斜が緩いことから現代の開発も多く、遺跡調査が集中している地域であり、遺跡の発見例も多い。一方、興国寺城跡が位置する南西麓は、山の傾斜はきつく、河川の開析も進んでいる地域である。

【旧石器時代】

興国寺城跡の西3kmに位置する井出丸山遺跡は、SC IVからBB VII層において石器が出土し共伴する炭化物の年代測定値が約38,000年前であることから、日本最古級の旧石器時代遺跡として知られている。

【縄文時代】

縄文時代においても愛鷹山麓では、葛原沢第IV遺跡などの草創期段階の遺跡をはじめ、縄文時代早期から前期までは遺跡数も多い。しかし中期以降は遺跡数は減少する傾向にある。後期には千本砂礫州の形成に伴って、砂礫州上にも遺跡が認められるようになる。

【弥生時代】

沼津市域の前期・中期の遺跡数は少ない状況であるが、後期以降飛躍的に遺跡数が増加し、愛鷹山の尾根上や低地にも大きな集落が形成される。愛鷹山麓の弥生時代後期の遺跡群は「足高尾上遺跡群」とも呼ばれ、各尾根に広がる建物跡のほか遺跡群内の八兵衛洞遺跡などでは集落の北側に複数の尾根を横断する大規模な溝状遺構が検出されるなど、単独の尾根にとどまらない集落構成が認められる。

【古墳時代】

集落遺跡は千本砂礫洲上や狩野川沖積平野にその中心を移し、愛鷹山麓地域、千本砂礫洲、狩野川沖積平野、南部海岸地域には古墳・横穴が分布する。根方沿いには、東日本最古級の前方後方墳である高尾山古墳が築造されるほか、愛鷹山の尾根上は後期から終末期古墳が密集している。興国寺城跡の周辺にも根古屋古墳群、丸尾古墳群、的場古墳群、井出古墳群などの後期古墳群が分布している。

【奈良・平安時代】

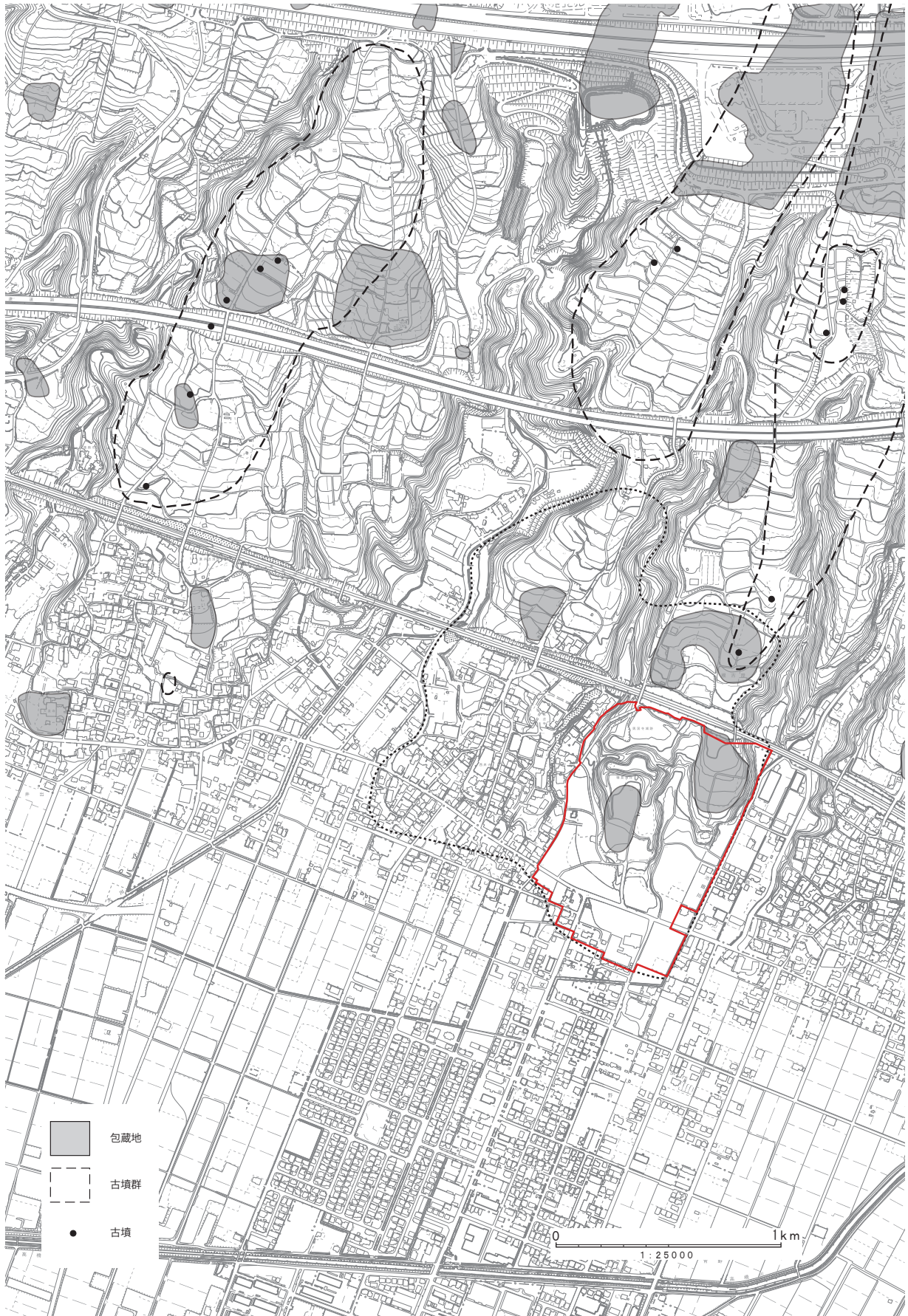
狩野川下流域には上ノ段遺跡、御幸町遺跡などの大規模集落や古代寺院（日吉廃寺跡）が認められることから、沼津は駿河国の中心地の一つであったと考えられる。また駿河湾を望む砂礫洲上にも古墳時代後半から大規模集落遺跡が形成されている。興国寺城跡周辺では、尾根上の的場遺跡から建物跡が検出されており、山麓にも依然として集落が形成されているところもある。

【鎌倉・室町時代】

中世以前から沼津は東西を結ぶ交通の要衝であり、愛鷹山の山裾を走る根方道、砂礫洲上には、のちの東海道が通過していた。当該期の遺跡の発掘例は少ないが、こうした主要道沿いの遺跡においては、中世の陶磁器が出土する事例もある。その一例として、東海道のやや北側に位置する西通北遺跡では、遺構については明らかではないものの、国産陶磁器や貿易陶磁が出土している。

【戦国時代・江戸時代】

沼津周辺は駿河・甲斐・相模・伊豆の境目の地域として政治的にも軍事的にも重要な位置にあった。興国寺城の前を通過する根方街道沿いには、東熊堂砦・天神ヶ尾砦・長久保城などが沿線に築かれている。また、狩野川から黄瀬川にかけてが駿河と伊豆の国境で、狩野川下流には武田氏が築いた三枚橋城、海岸部には北条水軍の基地となった長浜城などがある。江戸時代に入ると天野興国寺藩、大久保沼津藩が成立したが、江戸時代初期に相次いで改易となり、城は廃城になった。しばらくは城下町としての発展はなかったが、東海道の整備に伴って沼津宿・原宿が設置され、宿場町として繁栄することになる。そののち水野氏が沼津に封ぜられ、沼津宿を取り込みながら城下町を形成し幕末に至っている。



第2-6図 周辺遺跡図

③歴史的経過

築城以前

現在の興国寺城跡周辺は中世には阿野庄と呼ばれた。源平の戦いの後には、源頼朝の異母弟となる阿野全成がこの地に領地を得ており、阿野全成・時元親子のものと伝わる墓が井出大泉寺に残っている。

鎌倉時代において興国寺城跡の場所がどのような利用がなされていたのか文書史料では明らかではなく、発掘調査でも遺構は確認されていない。しかし13世紀代に位置づけられる貿易陶磁や瀬戸美濃産、渥美産などの国産陶器などが一定量出土していることから何かしらの利用があったと考えられる。

伊勢宗瑞（北条早雲）の旗揚げ

興国寺城の存在を最も古く示す史料は、江戸時代に記された『北条記』『今川記』といった軍記物や『今川家譜』のような家譜であるが、これらや近年の研究成果によれば、北条氏の祖伊勢宗瑞は室町幕府の申次衆を務めながら、姉の北川殿の嫁いだ今川家の家督争いにおいて、甥今川氏親を家督につけることに成功し、富士郡下方十二郷と興国寺城を与えられたとされる。さらに堀越公方の内紛に際しては、興国寺城から堀越御所足利茶々丸を攻めたと伝わる。

今川義元による普請と駿・甲・相三国同盟

天文6年（1537）、今川義元が外交政策を転換し甲斐国の武田信虎と同盟を結ぶと、それまで宗瑞以来の従属関係または友好関係にあった北条氏との関係が悪化し、北条氏綱が駿河東部に出兵、いわゆる河東一乱が勃発した。戦況は当初北条方の優勢であったが、武田氏の援軍を得た今川義元が河東地域を奪還し、その後今川義元によって天文18年（1545）に興国寺城が大規模普請された。これが現存する最古の一次史料である。その際、興国寺という寺院を蓮光寺の境内に移し、真如寺と改称させたことが記録として残っており、興国寺城の名称の由来とされる。

その後、今川氏・武田氏・北条氏による三国同盟が締結され、興国寺城は今川氏支配が続く。しかし、永禄11年（1568）に武田信玄が今川氏との同盟を破棄し、駿河に侵攻すると再び当地は戦場となる。北条氏康は今川氏支援のため東駿河に出兵し、興国寺城を含む諸城を占領したが、武田信玄も数度東駿河に侵攻し、興国寺城でも大規模な戦闘があった。北条方は埴和氏統をはじめとする諸将が奮戦し武田軍を撃退したが、蒲原城が落城するなど劣勢を強いられ、さらに北条氏康が亡くなると後を継いだ息子の氏政は外交政策を転換させて武田信玄と和睦、駿河から撤兵して興国寺城は武田氏に引き渡された。

武田氏・徳川氏による支配

武田氏支配のもと、しばらく当地には平穏が続くものの、上杉謙信の後継者をめぐる御館の乱をきっかけに武田氏と北条氏との関係が悪化し、武田勝頼は国境沿いに三枚橋城を築城した。武田氏は上杉氏との同盟により北信濃衆を駿河に配置して北条氏との戦に備えたことから東駿河において再び緊張が高まり、この頃、同じ根方街道沿いの天神ヶ尾砦の門を興国寺城に移築するなど、興国寺城でも普請が行われていたことが記された史料が残る。武田勝頼は西からも織田氏・徳川氏の攻勢をうけ、天正10年（1582）に滅亡するが、この時の興国寺城主曾根昌世は、以前より織田信長に通じており、戦後に駿河の所領と興国寺城を安堵されている。

同年、織田信長が本能寺の変で急死すると、旧武田領をめぐり徳川氏と北条氏の間で天正壬午の乱が勃発する。本能寺の変の際には、徳川家康の家臣牧野康成が興国寺城を守っていたが、のちに松平清宗が城主となる。また三枚橋城には松井忠次（松平康親）が配置されるなど、北条氏との最前線にはこれまで諏訪原城などで対武田氏との最前線を担ってきた武将が配置された。駿豆国境での戦闘が続き、徳川方は長久保城を改修するなど軍事的緊迫はしばらく続いていたが、家康と氏政の会盟を経て再び平穏が訪れる。のち豊臣秀吉が北条氏に対して宣戦布告すると、豊臣方の大軍勢が街道を東に進み、興国寺城付近も諸将と軍勢が通過している。

第2-1表 興国寺城関連年表

西暦	和暦	大名	城主・城代	出来事
1487	文明19			伊勢宗瑞、室町將軍足利義尚の申次衆に名が見える。
1487	長享元	今川・北条	伊勢宗瑞	伊勢宗瑞、今川氏親を当主に据え、富士郡下方十二郷と興国寺城を与えられる。
1491	延徳3			堀越公方足利政知が没す。茶々丸が義母円満院と義弟潤童子を殺害。
1493	明応2			伊勢宗瑞、伊豆国堀越御所に足利茶々丸を攻め、伊豆平定を開始。京都では明応の政変が起きる。
1498	明応7			伊勢宗瑞、伊豆平定がなり、興国寺城から葦山城へ本拠を移す。
1515	永正12			伊勢宗瑞、沼津妙海寺に諸公事等を免除する。
1537	天文6			今川義元と武田信虎が同盟。義元、信虎の娘を正室に迎える。
1537	天文6	北条		北条氏綱、河東侵攻。「(第1次)河東一乱」勃発。河東を北条が制圧。
			(青地飛騨)	(興国寺城主青地飛騨、武田に降伏する)
				(武田信虎、娘の化粧田として今川義元に興国寺城を渡す。)
1545	天文14			今川義元・武田晴信、河東に侵攻し吉原を攻める。(第2次河東一乱)
1545	天文14	今川		武田晴信、吉原を落とし、千本松、岡宮に陣をはる。河東は今川の勢力下となる。
1549	天文18			今川義元、普請のため興国寺を真如寺に移し、寺領を安堵する。(興国寺城の普請)
1550	天文19			今川義元、興国寺城の普請を検分する。
1552	天文21			今川義元、秋山三郎の興国寺城普請の功を褒め、棟別銭などを免除し、高橋修理の同心とする(興国寺城普請)。
1552	天文21			今川義元の娘が武田義信に嫁ぎ、翌年武田信玄娘と北条氏政の婚儀が整う。さらに翌年、北条氏康娘が今川氏真に嫁ぐ(甲相駿三国同盟なる)。
(1554)	(天文23)			(北条氏康・氏政、河東に侵攻し、浮島ヶ原に陣をはる。)
1560	永禄3			桶狭間の戦い。今川義元戦死。
1560	永禄3			今川氏真、松井宗信の興国寺口での戦功や桶狭間での討ち死を子八郎に対して賞す。
1568	永禄11	北条		武田信玄が駿河侵攻。北条氏康も駿河に進出し、興国寺城ほか河東地域を占領する。
1569	永禄12			武田信玄が再度駿河侵攻。興国寺城などを攻めるが、大水のため八幡大菩薩の旗を捨て敗走。
1569	永禄12		塀和氏統	塀和氏統、興国寺城主に任じられる。
1571	元亀2			興国寺城に武田勢が侵入するも、塀和氏統らが奮戦し、撃退する。
1572	元亀3	武田		武田と北条が和睦し、興国寺城を武田が受け取る。
	元亀頃		(保坂掃部)	穴山梅雪が麾下の保坂掃部に興国寺城を守らせる。
1577	天正5		(向井正重)	向井正重が興国寺城を守る。
1579	天正7			武田勝頼が三枚橋城を築城。武田と北条の関係が悪化する。
1580	天正8			駿河湾海戦起きる。武田勝頼、浮島ヶ原を本陣とする。
1580	天正8			穴山梅雪、興国寺城に天神ヶ尾砦の門を移築するなど、普請を行う。
1581	天正9			興国寺城に北条家臣大藤政信の軍勢が攻め込む。
1582	天正10	徳川		織田徳川連合軍が武田勝頼を攻め滅ぼす。
1582	天正10		曾根昌世	織田信長、曾根昌世に興国寺城と河東一万貫を与え、徳川麾下とする。
1582	天正10		牧野康成	本能寺の変。牧野康成の家臣稲垣長茂が興国寺城を守る。
1582	天正10			天正壬午の乱。
1582	天正10		松平清宗	松平清宗が興国寺城主となり、2000貫、与力50人が与えられる。
1583	天正11			徳川家康が富士山作衆に興国寺城普請等以外の普請役を免除する(興国寺城の普請)。
1583	天正11			松平家忠、長久保城を普請する。往路と復路に興国寺城に立ち寄る。
1584	天正12			小牧長久手の合戦。松平清宗は家清と共に興国寺城を守る。
1585	天正13			武川衆の人質が興国寺城に入る。武川衆は大久保忠世に属し戦功をあげる。
1589	天正17			大地震で興国寺城の塀(と二階門)が破損する。
1590	天正18			豊臣秀吉の小田原攻めが始まる。徳川家康、興国寺城に滞在する。
1590	天正18			松平清宗は吉原を守り、山口直友が興国寺城を守る。
1590	天正18			北条氏が滅び、徳川家康が関東へ移封。松平清宗親子は武蔵八幡山城1万石を与えられる。
1590	天正18			関東移封のため、松平家忠の妻子が一時興国寺城に滞在する。
1590	天正18	中村(豊臣)	河毛重次	中村一氏が駿河国を与えられ、河毛惣(宗)左衛門重次が城主となる。
1590	天正18			河毛重次、大泉寺領地と桃沢神社地を安堵する。
1600	慶長5			会津上杉征伐・関ヶ原の戦い。中村勢は東軍に参加。内藤信成・菅沼定仍が興国寺城を守る。
1601	慶長6	天野(徳川)	天野康景	天野康景、五千石を加増され、合わせて1万石となり、興国寺城を与えられる。
1603	慶長8			天野康景が大日不動(現、駿東郡長泉町)へ二石寄進する。
1603	慶長8			天野康景が本宿村新井堰に十石付け置く。
1607	慶長12			天野家臣が天領の農民を殺傷し、天野は相模国西念寺に蟄居(逐電)する。
1607	慶長12			興国寺藩は除封。興国寺城は廃城となる。

豊臣氏（中村氏）と天野氏の支配と廃城

天正18年（1590）に北条氏が滅びると徳川家康は関東に移封となり、駿河国には豊臣氏家臣の中村一氏が配置された。中村氏は駿府を拠点とし、三枚橋城に弟の中村一栄（氏次）、興国寺城に河毛重次を配した。河毛氏時代の記録は少ないが、領内の大泉寺・桃沢神社に安堵状を出している。

慶長5年（1600）、関ヶ原の戦いは東軍が勝利し、東軍に属した中村氏は伯耆国へ移封となり、徳川家康家臣の天野康景が、興国寺城に配され1万石の大名となる。しかし慶長12年（1607）、天領民の殺傷事件をめぐり、城主天野康景は息子の康宗とともに出奔。相模国西念寺に蟄居した。このため、藩は取り潰しとなり、興国寺城は廃城となった。その後、城内は農地となり改変が進み、根古屋村差出帳や絵図には村の共有地として郷蔵が建てられたことも記されている。

④史跡を取り巻く社会的環境

（ア） 行政区域の変遷

興国寺城跡廃城後の江戸期には城地は根古屋村の一部となり、さらに明治22年に根古屋村ほか6村が合併して浮島村が発足し、昭和30年には浮島村と原町と合併して原町の一部となった。一方、江戸時代には東海道の沼津宿として栄えた沼津は、東海道線が開通した明治22年に沼津本町ほか4村が合併して沼津町として発足したのち、大正12年には沼津町と現在の香貫地区である楊原村と合併して沼津市が誕生した。さらに沼津市は昭和19年に片浜・金岡・大岡・静浦の4村と、昭和30年には愛鷹・大平・内浦・西浦の4村と合併して「商都・沼津」として賑わい、そして昭和43年には原町と沼津市が合併することで、原・浮島地区は沼津市の一部となった。以後沼津市は戸田村との合併もあり静岡県東部の中心的な都市として機能している。

（イ） 人口

沼津市の人口は、平成7年の217,856人をピークに減少に転じ、令和3年11月には191,489人へと減少している（市民課住民基本台帳より）。国の推計では令和22年に約145,000人まで減少するものと見込まれ、令和2年3月改訂の「沼津市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」によると、市の人口減少抑制にかかる施策などにより、出生率と純移動率の目標が達成された場合でも165,900人とされる。令和元年度には49年ぶりに社会動態がプラスに転じるなどの明るい話題はあるものの、今後も人口減少が続く見込みとなっている。

興国寺城跡が所在する浮島地区は令和3年11月現在、世帯人員は5,603人である。平成23年11月段階の6,089人から約8%減となっている。

（ウ） 交通

沼津市は、東名沼津インターチェンジや愛鷹スマートIC、駿河湾沼津スマートIC、JR沼津駅が立地し、東名高速道路、新東名高速道路、国道1号、JR東海道本線が市域を東西に貫いている。北駿方面へは国道246号とJR御殿場線が、伊豆方面へは、伊豆縦貫道と国道414号が走っている。

興国寺城跡へのアクセスは、JR原駅より路線バスで約15分、興国寺城跡の三ノ丸内に所在する「東根古屋」下車もしくはJR沼津駅から路線バスで約40分、同じく「東根古屋」となる。自家用車の場合は、国道1号線から原東町交差点を北へ5分、あるいは高速道路利用の場合、駿河湾沼津スマートICから約15分、愛鷹スマートICから約15分である。沼津市中心市街地から見れば、富士市境に近い西部に位置する史跡ではあるが、近年の交通事情の変化によってスマートICが開通したことから比較的アクセスしやすい位置にある。

(エ) 観光

「沼津市観光振興ビジョン」(令和3年3月作成)によると、沼津市の観光交流人数は令和元年度実績4,363,178人、内外国人宿泊者数は30,213人となっており、過去の観光客数と比較すると増加傾向だが、令和2年度より新型コロナウイルス感染症拡大に伴って、観光交流人数に影響が発生している。

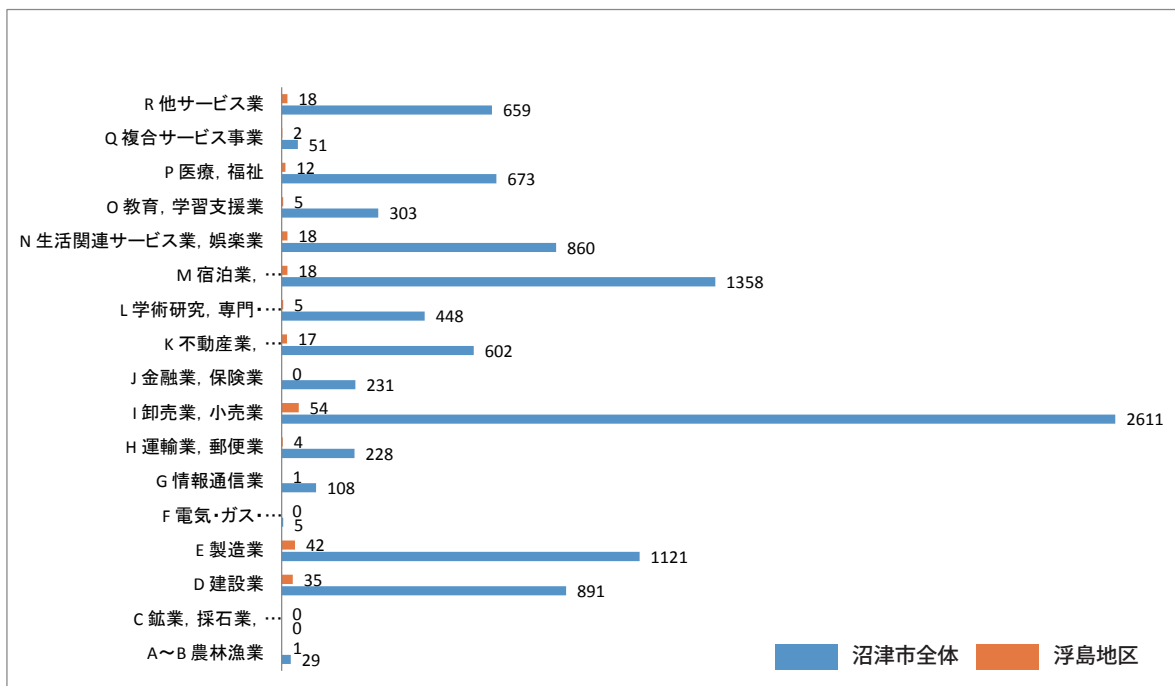
観光振興ビジョンには沼津市の地理的優位性を生かした首都圏からの集客に加えインバウンドの獲得を目指すとしている。興国寺城跡については、「基本施策3 地域資源の創造」における「(6) 歴史・文化資源の活用」にて取り上げられており、西部地区は、エリアビジョンとして「歴史・文化と体験観光」が掲げられ、「2つの高速道路にアクセス可能であるという特長を生かし」「白隠のみちや興国寺城跡、阿野全成ゆかりの大泉寺など西部エリアにある歴史・文化資源のネットワークを図る」とする。

(オ) 産業

平成28年度実施の経済センサスの結果によると、沼津市全体の産業構造については全産業で10,178事業所を数え、中でも卸売業・小売業(2,611事業所)が最も多く、次いで観光事業と直結する宿泊業・飲食サービス業(1,358事業所)が多い。

しかし宿泊・飲食施設はビジネス客や観光客を見込む沼津駅周辺や沼津インター周辺、レジャー客を見込む北伊豆の三浦・戸田地域が大半であり、興国寺城跡が所在する浮島地区では18事業所、全体の約1.3%となっている。

代わって浮島地区において多い産業は市全体と同じく卸売業、小売業(54事業所)で、続いて製造業(42事業所)、建設業(35事業所)と続く。また茶栽培などを始めとした個人事業者も多い。



第2-7図 平成28年沼津市産業分類別事業所数

(カ) 指定・登録文化財

原・浮島地区周辺における指定・登録文化財は第2-2表のとおりである。

(キ) 指定範囲における法令による規制等

興国寺城跡の保存活用には文化財保護法のほか、急傾斜地崩壊危険区域等による災害の防止に関する法律、愛鷹山の山裾という立地から環境や都市計画に関する法律などが関係する。以下に関連法規を整理する。

・文化財保護法

興国寺城跡は史跡指定地に該当し、指定地内において現状を変更し、またはその保存に影響を及ぼす行為（以下、現状変更）を行おうとする場合、文化財保護法第125条の規定に基づき、文化庁長官の許可を得る必要がある。現状変更の取扱いについては第6章にて詳述する。

・防災関連法

史跡指定地内の急傾斜地周辺は、隣接する宅地の安全確保等から制限が存在する。適用の範囲については第2-8図を参照。

a 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）

県知事ががけ崩れ災害から人命と国土の保全のため、急斜面地の崩壊が助長され、又は誘発させる恐れがある行為が行われることを制限する区域を指定する。範囲内において次の行為を行うにあたっては、県知事の許可が必要となる。

1. 水を放流し、または停滞させる行為や水の浸透を助長する行為
2. ため池、用水路等の急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置や改造
3. 法切、切土、掘削又は盛土
4. 土石の採取又は集積
5. 立木竹の伐採
6. 木竹の滑下又は地引きによる搬出
7. その他、急傾斜地の崩壊を助長し、又は誘発するおそれのある行為

b 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域（土砂災害防止法）

土砂災害警戒区域は、傾斜地の勾配や高さ等の条件に基づき県が指定する区域で、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。

土砂災害特別警戒区域は、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがある区域を県が指定する。特定開発行為（住宅宅地分譲、災害時要援護者関連施設のための開発行為）は許可制である。また、建築基準法に基づき、居室を有する建築物の構造耐力に関する基準が設定されている。建築物の移転等の勧告が行われることがある。

第2-2表 原・浮島地区の指定文化財等一覧

指定等	種 別		名 称	所 在
県指定	絵画		白隠自画像	原東町
県指定	典籍		科註妙法蓮華經	原東町
県指定	史跡		白隠禅師墓	原東町
県指定	有形民俗		浮島沼周辺の農耕生産用具	歴史民俗資料館
市指定	彫刻		木造白隠禅師坐像	原東町
市指定	史跡		伝阿野全成・時元墓	井出
国登録	建造物	有形文化財	松蔭寺開山堂	原東町
国登録	建造物	有形文化財	松蔭寺山門	原東町
国登録	記念物	名勝地関係	帯笑園	原西町



白隠禅師墓（原東町 松蔭寺）



浮島沼周辺の農耕生産用具



伝阿野全成・時元墓（井出 大泉寺）



帯笑園（原西町）

写真 2-1 原・浮島地区の歴史文化資源

・環境関連法

a 地域森林計画対象民有林（森林法）

地域森林計画対象民有林の1haを超える森林を開発するときは、市長の許可を受けなければならない。ただし、国又は地方公共団体が行う場合は、許可の適用外になる。しかし開発行為に着手する前に市長とその開発行為について連絡調整（通知）が求められる。

なお、本計画策定段階において史跡内では民有林の森林開発は予定されていない。

b 農地（農林法）

農地法に基づき、農地への他用途への転用、売買、利用権設定等には制限が存在する。

・都市計画関連法

a 都市計画区域・市街化調整区域／市街化区域・用途地域（都市計画法）

市街化調整区域は、市街化を抑制する区域であり、建築物の新築や開発行為は都市計画法の許可が必要である。

史跡内は全域が市街化調整区域となっている。

b 河川保全区域（河川法）

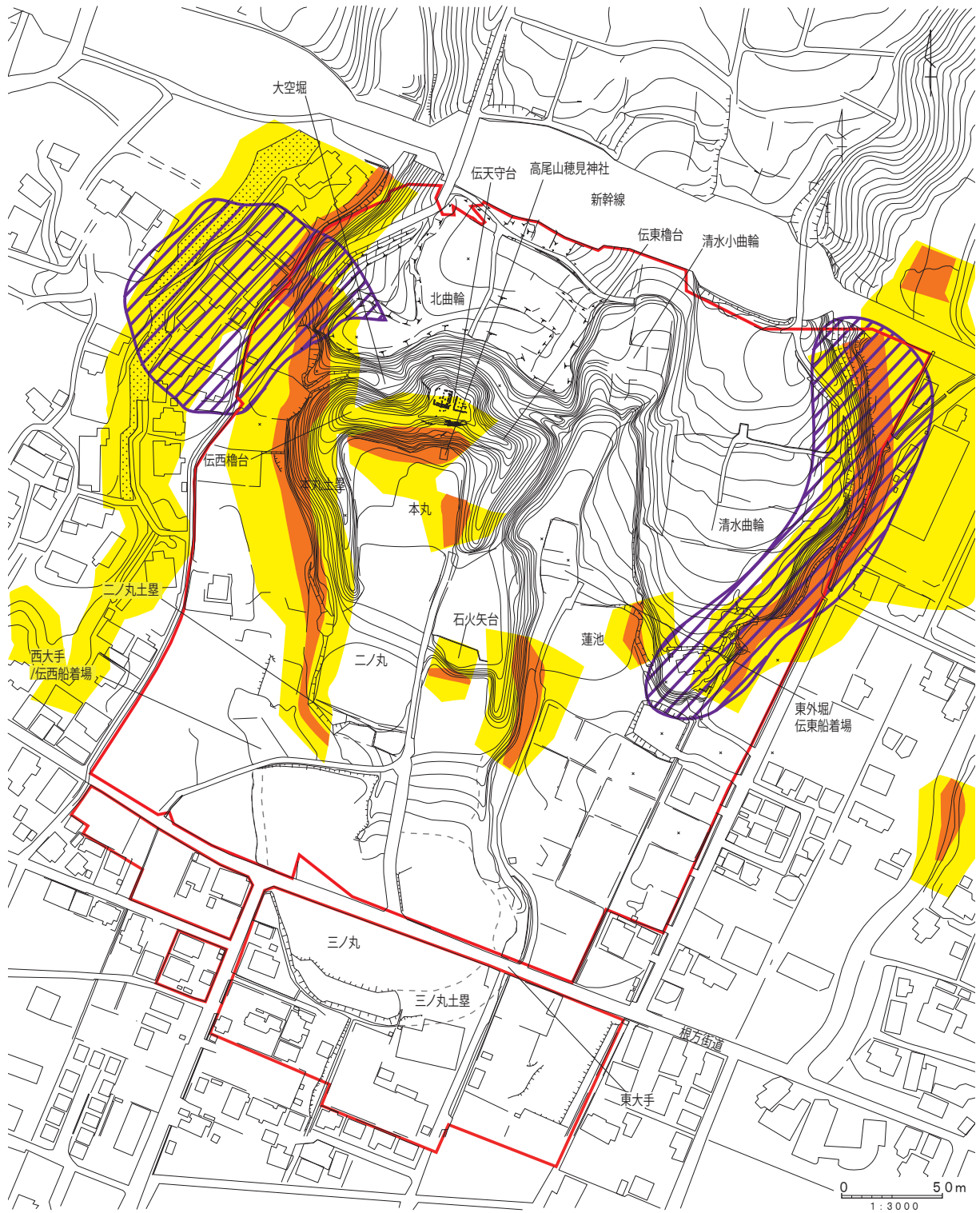
区域内の占用や工事、土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為、工作物の設置等を行う場合、河川管理者の許可を受ける必要がある。

c 建築物（建築基準法・静岡県建築基準条例）

一定規模以上の建物を建築する場合、法令に則り建築確認申請手続きが必要となる。静岡県建築基準条例には、災害危険区域の指定や建築物の敷地、構造等に関する規定があり、がけ付近の建物についての制限が定められている。

d 屋外広告物第1種特別規制地域（屋外広告物法・沼津市屋外広告物条例）

史跡内で広告物を表示し、または掲出物件を設置してはならない。



凡例

- 土砂災害特別警戒区域
- 土砂災害警戒区域
- 急傾斜地崩壊危険箇所
- 史跡指定範囲

第2-8図 防災関連法適用現況図

2-3 史跡に関わる調査成果

(1) 史跡をめぐる研究史（文献名等については第2-3表を参照）

①地誌類の編纂

興国寺城跡に関しては古くは江戸時代末期の地誌に取り上げられている。文政3年(1820)の『駿河記』には伊勢宗瑞（駿河記では北条早雲）に始まり、前節にて取り上げた変遷を述べている。これとほぼ同じ記載が天保14年(1843)の『駿国雑誌』、文久元年(1861)の『駿河志料』にもある。

大正年間前半には『浮島村誌』と『静岡県駿東郡誌』が編纂され、城主の変遷及び現況について記載がある。一例を上げれば、浮島村誌には「(前略)当城ノ地形後高ク本丸土居ヨリ原駅マテ見工後ハ堀深ク土居高クシテ城内見エス。」とあり、城内は土塁で見えなくとも、本丸土居（伝天守台のことか）からならば、原駅まで見えたことが書かれている。『静岡県駿東郡誌』は北条五代記、甲陽軍鑑、武徳編年集成、駿国雑誌における取り上げ内容について記載している。記載の中心は北条早雲及び天野康景についてであり、特に天野の逐電については1ページ以上の詳細な記載となっている。また城跡の現状についても記載があり、曲輪配置、外堀の埋没状況、茶園、土塁上の雑木は伐採されて桜が移植されていること、大空堀の様相などが述べられている。この段階での興国寺城跡に関する記載は、概ね軍記物や伝承等をまとめ上げたものであり、今日的な意味での調査に基づくものではなかった。

こうした段階を経て、沼館愛三は「駿東地方に於ける城郭の研究」(1937)において、現地測量図をもとに現状把握を行い、興国寺城跡の価値について尾根の先端に築かれていることや沼などにより防御には好立地とする城の優れた条件を指摘した。当城の現代的な初の研究報告として評価できる。

②研究黎明期から史跡指定

沼館の研究からおおよそ30年後に編纂された『沼津市誌』(1961)では、城郭遺構や領有の変遷について記載し、特に北条早雲については「下剋上」の代表的な一例として、前段階までの研究と同じく多くの紙幅を割いている。また『静岡県史』(1972)では興国寺城を「(鎌倉時代の阿野)時元の城址を再築して成りたる」と紹介している。一方で、沼館の研究を萌芽とする駿東地域の縄張り研究は、『日本城郭事典』(1971)、『日本城郭大系9』(1979)、『静岡県の中世城館跡』(1981)、『図説中世城郭事典二 中部 近畿I』(1987)などが発刊されて整理が進んだ。なかでも沼津市教育委員会が発行した『興国寺城跡保存整備基本構想報告書』(1982)は地誌類を引用するばかりではなく、現況や遺構、豊富な文書・絵図資料等を用いた歴史的な変遷について多方面から検討しており、平成の史跡指定における基礎的な報告書となった。特に基本構想の中で文献史料については友野博がまとめを行っており、このバックデータとも言える史料の集成が『興国寺城文献資料集』(1987)として刊行された。

さらに基礎情報の整理と同時期に小和田哲男「二つあった興国寺城」(1982)や伊禮正雄「北条早雲の城郭」(1984)、見崎関雄「善徳寺城について」(1987)など興国寺城に関する諸論考が発表されている。ただし、城地の検討ではあるが、いずれも考古学的な立場からではない。文書史料や歴史地理的な視座から城郭の最初期段階、すなわち早雲段階における城の様相を検討するものであり、まさにこの課題解決が80年代の興国寺城跡に対する調査研究の中心であったといえる。

一方、考古学的調査については、隣市である三島市において1973年から山中城跡の発掘調査が開始され、1982年までの第1～10次調査の成果は『史跡山中城跡』(1984)として報告書が刊行された。静岡県東部における大規模な山城発掘調査の初事例であり、またその成果も大きかったことに加え、興国寺城跡基本構想策定段階においても「文献的な史料は比較的豊富であるのに対して、その城郭遺構については、不明確な部分が多い」と課題設定をしていたため、山中城跡よりやや遅れて興国寺城跡での

発掘調査の実施が検討された。こうした経緯と周辺の土地改変も相まって、1979年には伝天守台跡周辺が、1983年には茶畑の改植を契機とする伝東船着場跡の調査が実施され、その成果は『興国寺城跡 伝天守台跡・伝東船着場跡発掘調査報告書』（1984）にまとめられた。

このほか絵図調査において小笠原清は、『城築規範』内の「駿河善徳寺城」の絵図が実際には興国寺城を描いたものであること明らかにした（「同城異図であった「興国寺城」図と「善徳寺城」図」1992）。

こうした調査・研究成果等を踏まえ、1995年には興国寺城跡は史跡指定を受けることとなった。指定説明もこれまでの調査研究成果で重要視されていた北条早雲旗揚げの城という文言があり、この説明は現在も興国寺城跡を評価するポイントとなっている。

③史跡整備に伴う調査や新たな研究成果

1997年には清水曲輪における遺構確認調査によって堀切を検出するに至り、清水曲輪も城郭の一部であることが確認された。この成果を受けて2000年には清水曲輪も追加指定地となった。また90年代以降、県内城郭の考古学的調査も実施例が増加し、興国寺城跡も『興国寺城跡保存管理計画報告書』（1999）に基づき、2002年度から現在に至るまで遺構確認調査を継続実施している。

遺構確認調査の成果は、毎年実施されていた現地説明会に加え、2005年には平成12・13年度の調査出土資料という制限付きではあるものの、菊川シンポジウム実行委員会によって遺構遺物の概要と遺物の数量表が示された。この段階では遺物そのものの出土数が少なく、「遺構や城の存続年代を検討するにはまだ充分とは言えない。」と評されているが、その後本調査の主担当であった山本恵一により調査の概要が示されるようになり、その後の調査を引き継いだ高尾好之、木村聡らも遺構と遺物を根拠とする城の変遷案を示した（山本恵一「興国寺城」（2009）、木村聡・高尾好之「沼津市興国寺城跡 発掘調査から見る城の変遷」（2011））。そして2019年にはこれまでの調査成果をまとめた『史跡興国寺城跡調査報告書 発掘調査編』を刊行した。この報告書では瀬戸美濃陶器の編年を軸にした城の4時期変遷を示しており、これにより興国寺城の始まりが15世紀後半にあり、その後17世紀初頭まで存続するという文献史料から提示されていた年代感と齟齬がないことが明らかになった。

文献史料の分野では友野1978・1979を基礎資料として、市内の古代・中世文書を集成した『沼津市史 史料編 古代・中世』（1996）が刊行された。また1995年から『戦国遺文 後北条氏編』の刊行が始まり、興国寺城のみならず北条氏の文献史料の包括的な把握が可能となる素地が整った。2000年には沼津市において北条早雲史跡活用研究会による北条早雲フォーラムが行われ、小和田哲男、家永遵嗣らによる早雲の出自や生涯にかかる研究成果が公開された。これ以降、興国寺城跡そのものに関する文献調査成果はあまり公表されてこなかったが、近年には黒田基樹らが興国寺城における早雲の在城を否定する説の発表があった（『戦国大名・伊勢宗瑞』（2019）など）。この他、2019年には沼津市教育委員会主催で「北条早雲公顕彰500年」事業として、小和田哲男が早雲研究の研究史的総括を含んだ「北条早雲と今川時代の興国寺城」を、貴田潔は同年刊行の『史跡興国寺城跡調査報告書 史料編』の調査成果を踏まえ、今川段階から武田段階における城普請に関する史料を扱って「興国寺城の普請と今川・北条・武田」と題した講演をそれぞれ行った。大石泰史は自著（2020）において、今川段階から武田段階における興国寺城について、境目の城としての普請の意味を考察した。

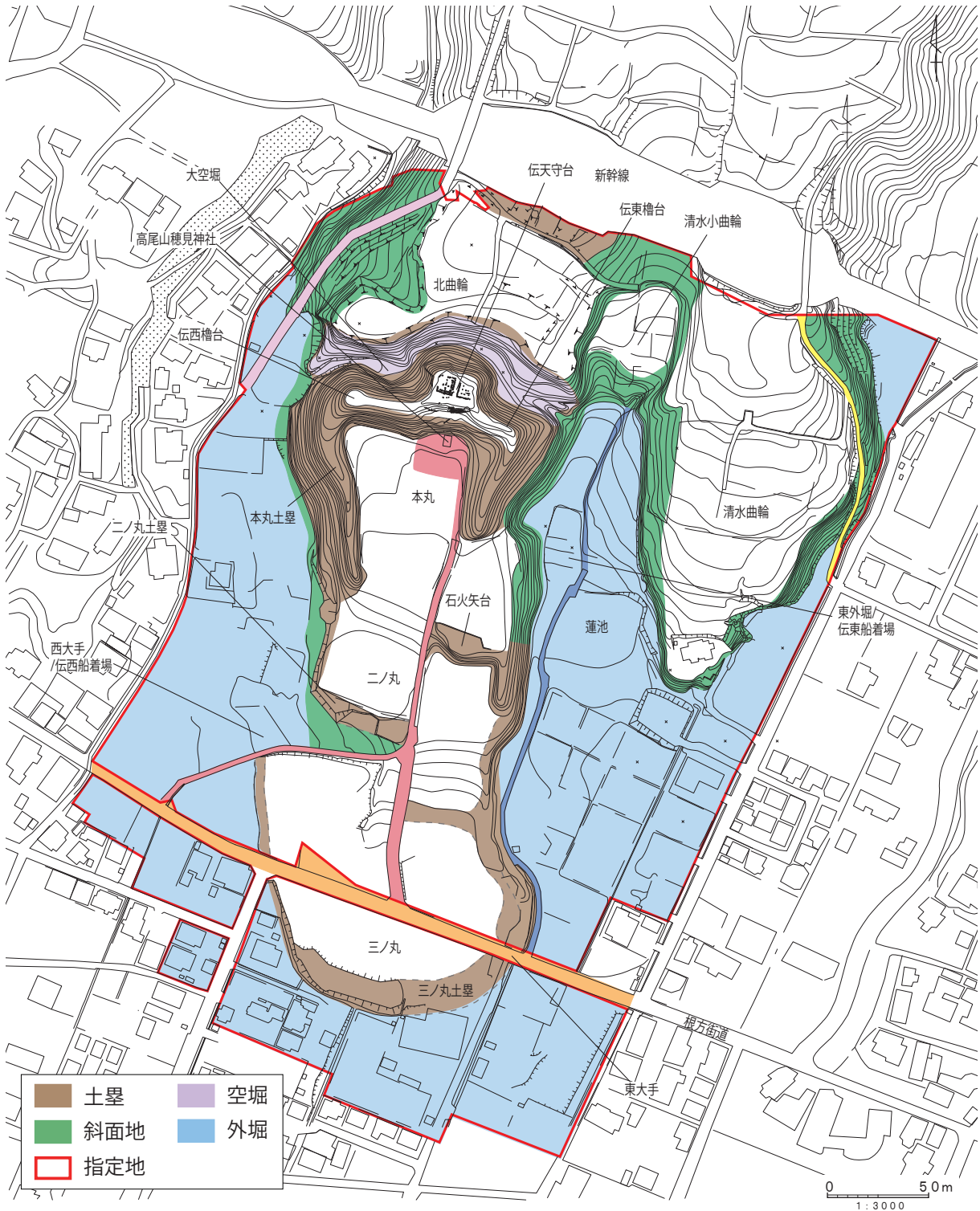
以上のように現在では、考古学や文書等の資料が一通り整った状況となっている。また成果はこれまで一部の研究者にのみに示されている事が多かったが、考古学・文献史学の両側面から成果を示した『史跡興国寺城跡調査報告書』の刊行前後から、一般等への普及啓発という視点で加藤理文らによる『静岡県の歩ける城70選』（2018）、『東海の名城を歩く 静岡編』（2020）などが刊行されている。

第2-3表 興国寺城跡に関する主な文献一覧（発行年順）

- 浮島村役場 1908（明治41年）『浮島村誌』
- 静岡県駿東郡役所 1917（大正6年）（1986復刻）『静岡県駿東郡誌』臨川書店
- 静岡県 1922（大正11年）（1992復刻）『静岡県史跡名勝誌』羽衣出版
- 神田政平 1931（昭和6年）『郷土の研究』
- 沼館愛三 1937（昭和12年）「駿東地方に於ける城郭の研究」『静岡県郷土研究』第9輯
- 沼津市誌編纂委員会 1961（昭和36年）『沼津市誌』上巻 沼津市
- 鳥羽正雄 1971（昭和46年）『日本城郭事典』東京堂出版
- 静岡県 1972（昭和47年）『静岡県史』（第三巻）名著出版
- 杉山博 1976（昭和51年）『北条早雲』名著出版
- 友野博 1978・1979（昭和53・54年）「沼津における戦国時代文書資料編（その一・二）『沼津市歴史民俗資料館紀要』2・3
- 関口宏行他 1979（昭和54年）『日本城郭大系』第9巻 新人物往来社
- 静岡県教育委員会文化課 1981（昭和56年）『静岡県の中世城館跡』静岡県文化財保存協会
- 小和田哲男 1982（昭和57年）「二つあった興国寺城」『戦国史研究』第3号 東国戦国史研究会
- 杉山博 1982（昭和57年）『戦国大名 後北条氏の研究』名著出版
- 沼津市教育委員会 1982（昭和57年）『興国寺城跡保存整備基本構想報告書』
- 伊禮正雄 1984（昭和59年）「北条早雲の城郭」杉山博編『北条早雲のすべて』新人物往来社
- 沼津市教育委員会 1984（昭和59年）『興国寺城跡伝天守台跡・伝東船着場跡発掘調査報告書』
- 沼津市教育委員会 1987（昭和62年）『興国寺城文献資料集』
- 見崎関雄 1987（昭和62年）「善徳寺城について」『駿河の今川氏』第10集 静岡谷島屋
- 村田修三編 1987（昭和62年）『図説 中世城郭辞典二 中部 近畿1』新人物往来社
- 小笠原清 1992（平成4年）「同城異図であった「興国寺城」図と「善徳寺城」図」『古城』第36号
- 沼津市史編さん委員会 1996（平成8年）『沼津市史 史料編 古代・中世』
- 沼津市教育委員会 1999（平成11年）『長塚古墳・清水遺跡発掘調査報告書』
- 沼津市教育委員会 1999（平成11年）『興国寺城跡保存管理計画報告書』
- 北条早雲史跡活用研究会編 2000（平成12年）『奔る雲のごとく：今よみがえる北条早雲』
- 菊川シンポジウム実行委員会 2005（平成17年）『陶磁器から見る静岡の中世社会 一東でもない西でもない』
- 山本恵一 2009（平成21年）「興国寺城跡」静岡県考古学会編『静岡県における戦国山城』
- 木村聡・高尾好之 2012（平成23年）「沼津市興国寺城跡：発掘調査から見る城の変遷」『第29回全国城郭研究者セミナー資料集 山城の実像を問う』中世城郭研究会
- 黒田基樹 2012（平成23年）『戦国北条氏五代』戎光洋出版
- 加藤理文編 2018（平成30年）『静岡県の歩ける城70選』静岡新聞出版社
- 沼津市教育委員会 2019（平成31年）『史跡興国寺城跡調査報告書』
- 黒田基樹 2019（令和元年）『戦国大名・伊勢宗瑞』角川選書
- 大石泰史 2020（令和2年）「今川・武田・北条の同盟締結の「場」一興国寺城」『城の政治戦略』角川選書
- 加藤理文・中井均編 2020（令和2年）『東海の名城を歩く 静岡編』吉川弘文館

(2) 史跡の現況と曲輪配置

現在の興国寺城跡は後世の改変を多く受けているが、残存する土塁等の諸施設は、国文学研究資料館蔵の『城築規範』（興国寺城 津軽家文書）（第2-10図）と対比が可能である。本史料は弘前津軽家が寛文12年（1672）に編纂したとされる『城築規範』に記された全国72城図の内の1枚で、天野康景の逐電による廃城以後の状況を記したと考えられる。城郭内の曲輪名称は、基本的に本史料に基づいており、これに記載の無い曲輪については沼津市教育委員会で新たに名称を与えている。



第2-9図 興国寺城跡現況図及び曲輪配置図（赤線枠は指定範囲）

曲輪は北から「本丸」「二ノ丸」「三ノ丸」と直線的に配され、絵図からこれらが主要な曲輪群と考えられる。そして絵図には記載されていないが、本丸の北側に「北曲輪」がある。さらに字名を用いての命名であるが、東側の谷筋に「清水小曲輪」、そして更に東の尾根に「清水曲輪」が配されている。

城の北端は新幹線によって破壊されているが、昭和27年撮影の航空写真に三日月堀が写っている。絵図には北曲輪より北側に堀もしくは道が描かれるが、現況では明らかでない。

本丸の北側には絵図に「天守台」と記されている場所がある。昭和57年の調査では礎石建物が検出された。さらに本丸土塁上には、絵図に「櫓台」と記されている箇所が2か所ある。西側を「伝西櫓台」とし、平成29年度には発掘調査を行って建物跡を検出した。一方、東側にも絵図には櫓台が描かれているが、発掘調査には至っておらず、詳細は不明である。

伝天守台南面には石垣が残存する。絵図には「此土居内ノ方ハ石垣、此土居七間計ニ相見へ申候」（この土塁の内側は石垣で、この土塁七間ほどに見える）としか記されていないことから、この時から石垣は南面だけであったと考えられる。

本丸の内部空間について絵図には特に記載がないが、現在は最奥部に高尾山穂見神社が鎮座する。神社地において発掘調査は実施されていないが、高尾山穂見神社は安政4年（1857）に当地へもたらされたと伝わっている。本丸虎口（出入り口）には「カラホリ」と記され、さらに西側の空堀には「カクシ口」とある。同じく「カクシ口」が、本丸東側の小曲輪にも描かれており、この周辺には「天守台」とあるが、「石火矢台」と地元には伝わっている。なお、「台」とあることから、本来は土塁の上の平場を指すのであろうが、本計画では本丸土塁の東側の小曲輪を広義としての「石火矢台」とする。

二ノ丸虎口には「カラホリ」「升形ノアト」と記されている。現状として虎口周辺は残存するが、三ノ丸北西部は後世の改変で、大きく土地が下がっている。また三ノ丸土塁の形状は絵図と一致するものの、ここも土取りにより低くなっている。このように三ノ丸は後世の改変が激しく、特に大きな変化として、絵図では外堀南側を回っている根方街道が現在の三ノ丸を直線的に通過していることが挙げられる。そのため、三ノ丸土塁南東に描かれている「大手口」は現在の県道によって滅失したと考えられる。

城の南方と両側に広がる低地は、1mも掘削すると水が湧き出る低湿地帯である。現在の海岸線付近にあたる千本砂礫州は、縄文時代後期頃に完全に陸地化し、山裾との間に浮島沼と呼ばれる湖沼を形成した。愛鷹山などからの土砂の供給により沼は次第に陸地化していったが、近世の城絵図には「蓮池」「深田足入」と表現される湿地帯、明治初期の絵図でも湧水が各所に見られる軟弱な地盤であり、この湿地帯を興国寺城は天然の堀としている。またこの東西に位置する天然の堀には、それぞれ船着場があったと地元には伝わっており、詳細位置は不明であるものの、この周辺を「伝西船着場」「伝東船着場」と呼称している。さらに伝東船着場周辺には、絵図で「蓮池」と記されるとおり、自然湧水池がある。

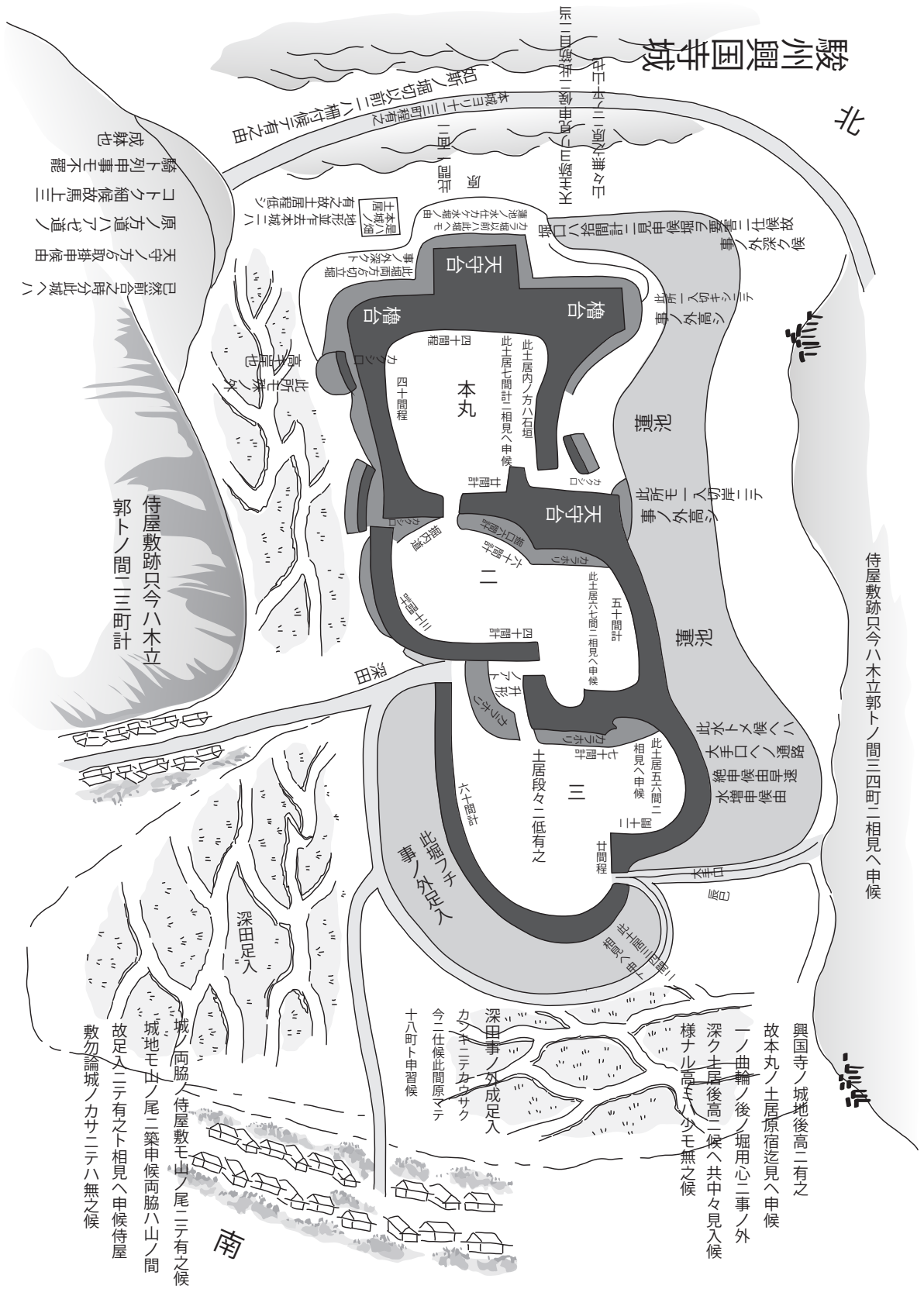
（3）発掘調査成果

①各曲輪の成果

平成15年度より遺構確認調査を開始し、平成30年度には調査報告書を刊行した。刊行後も調査を継続しているが、ここでは平成30年度までの成果を中心に記載する（遺構配置図等は調査報告書参照）。

（ア）伝天守台・大空堀

伝天守台は昭和57年に調査され、2棟の礎石建物を検出した。ただし絵図には「天守」と描かれるものの、瓦は出土しなかったため、いわゆる近世城郭のような瓦葺きの「天守」ではなかったと考えられる。伝天守台南面には石垣が残存している。現在は抜き取りが行われているため、絵図に示されていた長さは残存していないが、令和2年度の追加調査では根石を確認して、長さは32m、最大高は5mと判明した（未報告・整理中）。



第2-10 図 『城築規範』 トレース図

大空堀は伝天守台の北側を守る現状で最大幅 30 m、伝天守台との比高差は 15 mを測る興国寺城の最大の空堀である。伝天守台にあわせて、中央部が北側へ突き出ている。発掘調査では現在の堀底からさらに 4 m 下に堀底があることを確認している。大空堀を渡る橋は確認されていないため、北曲輪との連結については不明である。ただし「興国寺城」と構造が一致し、興国寺城の記載の誤りとされる城築規範「禅徳寺城」絵図には大空堀の東西に道が描かれている。

伝西櫓台では、方形に並ぶ石列とその中に充填される河原石を検出した。位置や検出した遺構から、この遺構は、櫓の基礎である可能性が高い。

(イ) 本丸

本丸の発掘調査は神社地を除くほぼ全面で実施しており、二ノ丸との境の虎口にて本丸 1 号礎石建物跡 (SS1。以下報告書における遺構の記載名を用いる) と石組水路である本丸 1 号溝 (SD1) などを検出している。また報告書には未掲載であるが、令和元・2 年度には報告書の整理作業を経て調査に課題が残るとされた本丸中央部の 2 号礎石建物跡 (SS2) の再調査が実施されており、調査の結果 SS2 は低石垣に囲われ、階段を伴った虎口 (本丸 2 号虎口) であることが判明した。

本丸空堀は絵図にも記される堀である。最終段階まで存続したであろう空堀 1 と瀬戸美濃編年における大窯第 3 段階を上限とする遺物とともに埋め戻された三日月堀の 2 つの堀を検出している。このことから本丸虎口は三日月堀と横堀にて構成される丸馬出の構造から瀬戸美濃大窯第 3 段階 (16 世紀後半) 以降に絵図に見られるような空堀へと改修されていることが明らかになった。



伝天守台礎石



大空堀



伝西櫓台礎石



本丸 1 号礎石建物跡

写真 2-2 検出した遺構

(ウ) 伝石火矢台

本丸東側に小曲輪が描かれており、この周辺は「石火矢台」と地元には伝わっている。市の用地取得前までには個人住宅が建っていたこともあってか、地下は大きく改変されていたことが確認されており、わずかに土塁の痕跡を確認するにとどまっている。

(エ) 二ノ丸

本丸虎口には先述のとおり三日月堀が検出されたが、城の最終段階には埋め戻されてここは二ノ丸の一部となった。本丸と同様絵図には内部施設は描かれていない。発掘調査でも当時の面が削平されていて、曲輪を囲む土塁と二ノ丸虎口の堀、土橋を除いて遺構は確認できなかった。二ノ丸虎口は「カラホリ」「升形ノアト」と記されている場所で、2度の改変を伴う石積を施した土橋や石垣堀が検出された。堀底からは17世紀初頭の遺物が出土した。

(オ) 三ノ丸

三ノ丸は後世の改変がより激しく、三ノ丸土塁の形状は絵図と一致するものの、大きく土取りされて低くなっている。また絵図では外堀の南側を回っている根方街道が現在は県道となって三ノ丸の中を直線的に通過している。

三ノ丸の内部も県道より北側は後世に削平されており、建物跡などの痕跡は確認できていない。一方、県道より南側は、城郭段階の遺構面が残存しており、城郭の最終段階に位置づけられる石組水路（SD4）や外堀のほか、これらよりも下層に15世紀後半の遺物を伴う版築遺構、16世紀前半の遺物を伴う柱穴群（PT群）、16世紀後半の溝（SD5・6）や古土塁などが検出されている。



本丸2号虎口



本丸空堀



本丸三日月堀と二ノ丸



伝石火矢台

写真 2-3 検出した遺構 2

(カ) 外堀

城の南方と両側に広がる湿地帯を興国寺城跡では天然の堀としている。この東西に位置する天然の堀には、それぞれ船着場があったと地元には伝わっており、詳細位置は不明であるものの、この周辺を「伝西船着場」「伝東船着場」と呼称している。西外堀では杭と石積を検出しているが、これらは外郭土塁を崩した際の土留めとなっており、城郭段階の遺構ではない可能性が高い。しかし杭の放射性炭素年代は15世紀後半から17世紀前半代を示し、遺物は17世紀初頭のもので出土している。なお、東外堀では明確な遺構は検出されていない。



二ノ丸虎口



二ノ丸虎口 石垣堀



三ノ丸石組水路 (SD4)



三ノ丸版築遺構



三ノ丸柱穴群



西外堀と石積 (伝西船着場)

写真 2-4 検出した遺構 3

(キ) 北曲輪

伝天守台の北側に位置する曲輪で、絵図には「原」としか描かれていないが、昭和27年撮影の航空写真には三日月堀が写っている。現在三日月堀は新幹線によって大部分が滅失し、南側の堀端部のみが残存している状態である。端部の調査は行ったものの調査範囲に限界があったことから堀底までの調査には至っていない。

曲輪内部では空堀を3条検出した。最も北側で検出した空堀1は当初薬研堀であったものが、覆土中層に黄色ローム土を貼り付ける整地層が認められることから箱堀へ改修が行われていることが確認された。なお、空堀1に伴う土塁は削平されて検出されなかった。曲輪の南側で検出した空堀2は、曲輪を横断する横堀で、調査面積は狭小であるため、今後の調査結果にもよるが、出土遺物は16世紀前半までのものに限定される。そして空堀2と重複して空堀3を検出した。空堀3も空堀2と同じく曲輪を横断する横堀と考えられるが、その東西端部には畝を伴っており、出土遺物こそないが、曲輪西端部では空堀3を埋め戻した後に整地層（造成土）が造られていることから、少なくとも最終段階には埋め戻されている。またこの整地層からは、かわらけがまとまって出土しているほか、焼土や粘土を伴う土坑が検出されている。

北曲輪の南西側には小規模な曲輪が配されている。ここでは明確な城郭段階の遺構は検出されなかったが、弥生時代の方形周溝墓が検出されたことから、戦国期において大規模な造成が行われなかったと考えられる。



北曲輪空堀1



北曲輪空堀2・3



焼土と粘土、かわらけを伴う土坑



清水曲輪空堀

写真 2-5 検出した遺構 4

(ク) 清水曲輪

本丸と谷を挟んで東側に位置する曲輪で、4段の平坦面の最上段において曲輪を横断する空堀が検出されている。この空堀は大空堀のように中央が北側へ凸型に張り出しており、またその位置は大空堀と谷を挟んでいるものの、直線的に配されている。したがって2つの空堀を合わせると東西約300mに渡って空堀が城内を横断していることになる。空堀の覆土中層には北曲輪空堀1と同じように黄色ローム土による整地層が認められたため、当初は薬研堀であったものが箱堀に改修されたと考えられる。

最上段以外の平坦面にもトレンチを配して調査を行ったが、8世紀に位置づけられる竪穴住居跡を検出したことから、北曲輪南西部と同じく戦国期でも大きな造成は行っていないと考えられる。また中世の出土遺物も他の曲輪と比べて数は少なく、その利用は本丸から三ノ丸の本体部と比べても限定的であった可能性が高い。

(ケ) 清水小曲輪

北曲輪と清水曲輪の間の谷に平坦面が作り出され、ここに清水小曲輪がある。絵図にも描かれず、また遺構はいずれも時期不明で、曲輪がどの段階で造成されたのかははっきりしない。出土遺物は少量で、古瀬戸前期・中期様式のものもあるが、15世紀後半から16世紀前半のものが相対的に多くあり、16世紀後半は少ない。ただし16世紀後半に位置付けられる志戸呂産や初山産の陶器は出土している。

② 出土遺物

興国寺城跡の遺物は、縄文時代や古代などの城郭とは関係しない遺物を除けば、主に土師質土器と国産陶器、貿易陶磁の出土がある(第2-4表)。

遺物として最も多いものは土師質土器、特にかわらけで計1,853点、全体の54.7%である。次に多いのは国産陶器、なかでも瀬戸美濃産の陶器が多く910点(26.8%)である。一方貿易陶磁は全体としては計59点(1.7%)と少数で、かつ最も点数が多いのは白磁皿C1群(15世紀後半)の18点となっており、これは城郭としての最盛期と異なっている。

曲輪別に見た時、最も遺物が多い曲輪は本丸で、次に絵図に記載されていない北曲輪、三ノ丸、二ノ丸と続く。出土陶器の器種は皿類が多く、次に播鉢、天目茶碗と続き、天目茶碗を除いた碗類は比較的少ない構成となっている。なお、北曲輪の遺物数が多い理由として考えられるのは、ほぼ全面を調査していることから調査面積も他の曲輪と比べて広いこと、また後世の改変も本丸、二ノ丸、三ノ丸と比較すれば少ないことがその要因と考えられる。また北曲輪の特徴として、出土している器種は多くが皿類であることは他と変わらないものの、廃城後の17世紀前半の志野皿が160点中93点を占めるという他の曲輪とは異なる出土傾向がある。

次に最も出数の多い本丸において主な産地である瀬戸美濃産、志戸呂産、初山産の陶磁器組成表を示した(第2-5表)。土師質土器の詳細な編年が存在しないため、土師質土器の年代観は改めて検討を要するが、陶磁器の遺物の年代のみをみれば、その特徴として、13・14世紀のものが少量認められるが、15世紀後半(古瀬戸後期様式IV期)からそれ以前と比べて出土点数が増加し、16世紀末から17世紀初頭(大窯第4段階)のものが最も多くなるという出土傾向となっている。これは先述した貿易陶磁器の傾向とは異なっている。なお、16世紀後半から志戸呂産や初山産の陶器が加わるが、これらも皿類と播鉢が多い。

文献史料からは伊勢宗瑞の旗揚げを15世紀末とし、廃城は17世紀初頭とされているが、国産陶器による年代観も概ねこれに合致する成果となる。なお、大窯第4段階の遺物が多いという成果は、曲輪の調査を最終段階である17世紀の遺構面で終えているということに起因するが、別の要因として本丸では1号虎口を除いて最終段階以前の遺構が検出されていないことを根拠に、16世紀末以降に大幅な

第2-6表 興国寺城跡主要遺構変遷表

城主	瀬戸美濃 編年	本丸・伝天守台	二ノ丸・二ノ丸虎口	三ノ丸	北曲輪	清水曲輪
	1450 古瀬戸後IV			版築遺構		
1549 今川	1480 大窯1・2			PT群	空堀3 ↓ 空堀2 → 造成土	
1568 北条 1572 武田 1582 徳川	1560 大窯3	本丸三日月堀 + 空堀2 ↓ ↓?	二ノ丸虎口土橋1 ↓	SD5? ↓ 古土塁+SD6	北曲輪 三日月堀 + 空堀1(薬研) ↓ 拡張?	空堀(薬研) ↓? 空堀(箱) ↓
1590 中村 1601 天野 1607 廃城	1590 大窯4 ↓ 登窯1	1号・2号虎口 SD1 土塁 空堀1 伝天守台 伝西櫓台 大空堀	二ノ丸虎口土橋3	外郭土塁 外堀 SD4	北曲輪 三日月堀 + 空堀1(箱)	空堀(箱) ↓

赤文字は最終段階に存在した城郭施設を示す。

瀬戸美濃編年の年代は愛知県史編さん委員会 2007『愛知県史別編 中世・近世 瀬戸系』を参照。ただし生産地の年代である。

北曲輪や清水曲輪は絵図に描かれていないため、最終段階において城郭の曲輪として機能していたかは定かではないが、16世紀後半から機能していた北曲輪空堀1や清水曲輪空堀は埋没はしていないことがかつての航空写真などから明らかになっている。

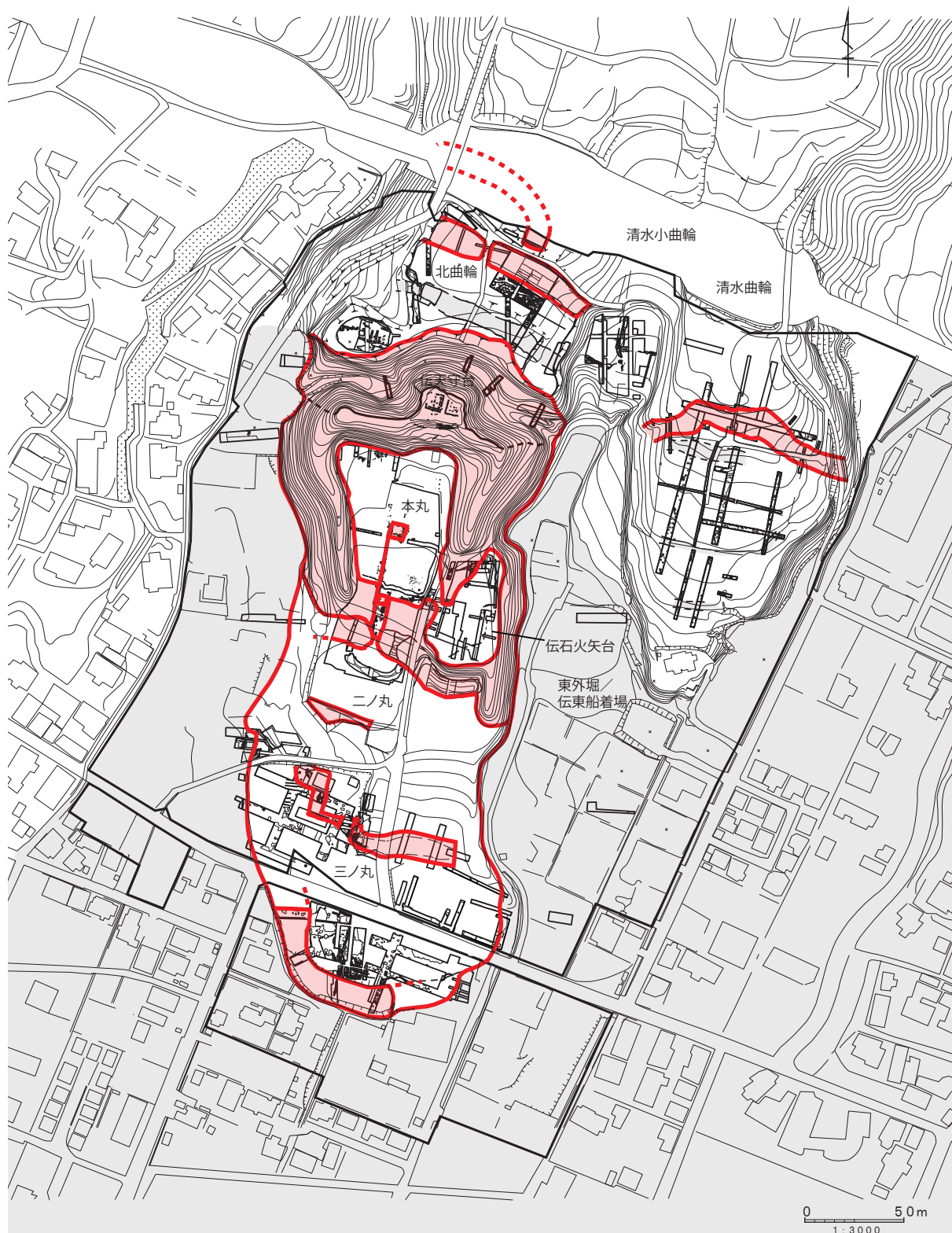
最終段階の遺構群の特徴としては、それ以前からの切盛による縄張りを踏襲しつつも、曲輪の内部では石を多用するようになってきていることが挙げられる。場所は限定的ではあるが、石垣は伝天守台の南面、本丸2号虎口、二ノ丸堀に施されていることが確認できる。いずれも城における見栄えのする場所である。

④ 最終段階以前の遺構群

最も古い遺構は三ノ丸にて確認されている15世紀後半の「版築遺構」であり、これは城郭遺構というよりも根方街道沿いの一施設を検出した可能性が高い。次の段階では三ノ丸PT群、最終段階では確実に埋没している北曲輪空堀2・3などが該当し、これらは16世紀前半ごろの遺構である。最も標高の高い北曲輪において、最も古い空堀が検出されていることは、15世紀後半とは違って16世紀前半にはこの場所がすでに城としての機能を有していたことを反映している可能性が考えられる。

最盛期となるのは16世紀後半で、全ての曲輪で遺構が検出されている。北条氏・武田氏・徳川氏など戦国期後半における境目の城という性格が遺構群に反映されていると考えられる。

調査が限定的であるため、各段階における城郭の復元はできないが、出土遺物と合わせて、この地が15世紀後半から本格的に利用され始め、以後途切れることなく利用されていたことが明らかになった。



第2-11 図 興国寺城跡最終段階 遺構配置図